

高知県情報公開条例解釈運用基準

目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	解釈及び運用	7
第4条	適正使用	8
第5条	開示請求権	9
第6条第1項	公文書の開示義務	10
第1号	法令秘に関する情報	12
第2号	個人に関する情報	13
第3号	事業活動に関する情報	19
第4号	犯罪の予防・捜査等に関する情報	23
第5号	生命等の保護に関する情報	25
第6号	事務事業に関する情報	26
第7号	任意に提供された情報	31
第6条第2項	公益上の理由による開示	32
第7条	公文書の部分開示	33
第8条	公文書の存否に関する情報	34
第9条	開示請求の方法	35
第10条	開示請求に対する決定等	36
第11条	情報公開システムによる開示請求等	39
第12条	事案の移送	40
第12条の2	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	42
第13条	開示の実施	46
第14条	費用負担	48
第15条	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	49
第15条の2	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	50
第15条の3	公文書開示審査会への諮問	51
第15条の4	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	54
第16条	公文書開示審査会	55
第16条の2	審査会の調査権限	57
第16条の3	意見の陳述	59
第16条の4	意見書等の提出	60
第16条の5	委員による調査手続	61
第16条の6	提出資料等の写しの送付等	62
第16条の7	調査審議手続の非公開	64
第16条の8	答申書の送付等	65
第16条の9	規則への委任	66
第17条	他の制度との調整	67

第18条	運用状況の公表	70
第19条	情報提供施策の充実	71
第20条	情報の収集等	72
第21条	公社等の情報公開等	73
第22条	指定管理者の情報公開等	74
第23条	委任	75
第24条	罰則	76
附 則		77

第1条 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく県民の知る権利にのっとり、公文書の開示に関し必要な事項を定めるとともに情報提供の充実を図ることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

【趣旨】

この条は、「高知県情報公開条例」の制定目的を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「地方自治の本旨に基づく県民の知る権利にのっとり」とは、県民が主権者として県政へ参加するためには、県民が「知る権利」を具体的に行使することが必要であるという考えに立ち、この条例が、地方自治の場において県民が有する「知る権利」を具体化するものであることを明らかにしたものです。
- 2 「公文書の開示に関し必要な事項」とは、県民の公文書の開示を請求できる権利、公文書の開示に応じなければならない実施機関の義務及び公文書の開示を請求する手続など公文書開示制度を実施するに当たって必要とする事項をいいます。
- 3 「情報提供の充実」とは、県民が必要とする情報を積極的に収集するとともに、県が管理する情報を様々な媒体や方法を活用して広く県民に提供することにより、情報提供施策の充実に努めることをいいます。

公文書開示制度は、県民が開示請求すれば原則としてすべての情報を義務的に開示する制度ですが、県が管理している公文書をそのまま開示するものであり、また、ありのままを開示しなければならない制度でもあります。

一方、情報提供は、開示請求という方法によらなくとも、県が必要と認めた情報を、原則として、県民に分かりやすい形に整理したり説明を加えたりして、自主的・能動的に提供するものです。

このように、公文書開示と情報提供とは、それぞれ独自の機能を分担しながら相互に補完し、一体となって県政情報の公開を総合的に推進するものです。

したがって、従来から様々な形で行われている県民への情報提供は、公文書開示制度の実施により後退してはならず、今後も一層充実させていかなければなりません。
- 4 「県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する」とは、情報公開制度により、県民の県政に対する理解と信頼を深めるとともに、県民の県政への参加を促進し、公正で開かれた県政の推進に寄与しようとするこの条例の目的を明らかにしたものです。

第2条 定義

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- 3 この条例において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

【趣旨】

第1項は、この条例に基づき公文書の開示を実施する機関を定めたものです。

第2項は、この条例の対象となる公文書の概念を明らかにして、その範囲を定めたものです。

第3項は、公文書の媒体のうち電磁的記録の概念を明らかにして、その範囲を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（実施機関）

(1) この条例における「**実施機関**」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）等により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各課室、出先機関及び教育機関等の全体を含む意味です。

なお、地方独立行政法人については、条例の一部改正により、平成21年4月1日から追加された実施機関です。

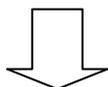
(2) 地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会、民法その他の法律によって設立された公益法人等は、県とは別の団体ですので、実施機関とはなりません。

2 第2項関係（公文書）

これまで条例第2条第2項で公文書を定義していましたが、「高知県公文書等の管理に関する条例」（令和元年7月3日高知県条例第1号、令和2年4月1日施行、以下「公文書管理条例」という。）で公文書を定義したため、公文書管理条例附則第10項で条例第2条第2項を改正し、公文書管理条例の公文書の定義を引用する規定としました。

【改正前の条例第2条第2項】

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第13条第2項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって、組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものをいう。



【公文書管理条例第2条第2項】

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第23条において同じ。）を含む。同条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、かつ、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

公文書管理条例第2条第2項の解釈は以下のとおりです。

【「高知県公文書等の管理に関する条例解釈運用基準」（令和2年4月1日知事決定）より抜粋】

（※この解釈運用基準における「条例」とは、公文書管理条例であることに注意してください。）

第2条

（略）

2 第2項関係（公文書）

(1) 「実施機関の職員」とは、一般職と特別職、常勤と非常勤を問わず全ての職員となります。したがって、知事、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人の役員、附属機関の委員を含む県と雇用関係にある全ての職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む。）をいいます。ただし、派遣労働者は、県との雇用関係がないため、含みません。

(2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいいます。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれます。

ただし、職員が、例えば、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定等により他の法人その他の団体の事務（地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金等の事務）に従事している場合の当該事務は含まれません。

(3) 「文書（図画及び電磁的記録（略）を含む。）」は、条例の対象となる公文書の形態を明らかにしたもので、その内容は次のとおりです。

なお、令和2年4月1日改正前の情報公開条例では「文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録」と規定していましたが、今後の文書媒体の経年的変遷にも対応できるよう公文書管理法の規定に合わせることにし、「写真」は、「図画」に、「図画」及び「電磁的記録」は「文書」に条例上含むものとして整理しました。

ア 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、ある程度永続すべき状態において、紙などの上に記載されたものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書のほか、台帳、カード類、刊行物、図書等をいいます。

イ 「図画」とは、紙の上に記号又は線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には地図、図面、ポスター、写真等をいい、写真には、印画紙に焼き付けたもののほか、ネガ、スライド、映画フィルム、マイクロフィルム等を含みます。

エ 「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報（データ）だけでなく、再生機器を用いなければ知覚することができない情報を含みます。したがって、次のような記録媒体に情報が記録・保存された状態にあるものをいいます。

(ア) 磁気テープ（ビデオテープ、カセットテープ等）

(イ) 磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク等）

(ウ) 光ディスク（CD、DVD、ブルーレイディスク等）

(エ) 光磁気ディスク（MO等）

(オ) メモリカード

(カ) USBメモリ

(キ) (ア)から(カ)までのほか、これらに類するもの

また、電子メール、ホームページ、ファクシミリ等の電磁的方法による通信については、紙などに出力した場合は文書として、そうでない場合は電磁的記録に該当します。

(4) 「組織的に用いるもの」に該当するためには、次の条件を満たさなければなりません。

ア 作成又は取得した文書が職員個人の段階のものではないこと。

したがって、職員が自己の職務の便宜上保有している正式文書の写し、職員が自己の職務の便宜上取得した資料、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、該当しません。

イ 実施機関において業務遂行上必要なものとして利用されていること。

業務遂行上必要なものとして利用されているかどうかの判断は、次の基準によるものとします。

(ア) 作成されたものについては、職務上の内部検討に付された時点以降のもの

「職務上の内部検討」とは、単に班等で検討している段階のものは該当せず、課長、課長補佐、所長、次長等一定の権限を有する職員（高知県事務処理規則に規定する専決権者、代決権者等）を含む内部検討で使用されたものとします。

(イ) 取得したものについては、受領した時点以降のものとしてします。

(5) (4)の例として、次のものが挙げられます。

ア 決裁、供覧等の手続が終了したもの

イ 決裁、供覧等の手続の途中のもの

ウ 内部検討に付された段階の素案等

エ 庁議、調整会議、大学の教授会等の資料

オ 審議会、委員会、説明会等の資料

カ 地元説明会、事業説明会等の資料

キ 許（認）可申請書、届出書、報告書等（決裁供覧等の手続にかかわらず県へ提出された段階で対象となります。）

(6) 「実施機関が保有しているもの」とは、当該文書を管理していれば足り、物理的に占有している必要はありません。管理しているとは、当該文書の作成・保存・利用（閲覧・提供）、移管・

廃棄時の判断権限を有していることを意味します。したがって、保存期間が満了し、廃棄されたものは、この条例の対象とはなりません。引き続き必要なものとして管理している場合は、保存期間を経過したのも対象となります。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合などは、当該文書を保有しているとはいえません。

- (7) 電磁的記録についても、それが公文書に該当するかどうかは、上記(4)、(5)及び(6)の基準をもとに判断することになります。
- (8) 公文書の收受、起案、整理、保存、廃棄その他公文書の取扱いは、公文書管理制度が機能するための前提となるものですから、公文書管理規程の定めるところにより適正に行わなければなりません。
- (9) 第2項ただし書は、第2項本文に該当する文書であっても「公文書」に該当しない適用除外を設けています。
- (10) 第1号の「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、市販されており、県民自らがアクセスできるため、対象から外すものです。

もし、これらの文書を情報公開条例の開示請求の対象に含めれば、自らコピーを取る手間を省くため、又は費用を節約するために開示請求がなされて、実施機関に過大な負担を課すおそれがあることによるほか、著作物に関しては著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている必要と認められる限度の著作物の利用を超えるおそれがあります。ただし、公文書に参考資料として添付したこれらの発行物は、公文書に含めるものとします。

また、「販売することを目的として」とするため、無料で頒布される広報用資料などは該当しませんが、現に頒布している資料の場合は頒布している機関を紹介する対応を、既に頒布が終了している資料の場合は行政資料を収集している高知県立図書館や公文書館を紹介する対応を行うほか、高知県公報や実施機関が監修した書籍であって、入手困難な状況にあると認められる場合も情報提供により対応すべきです。

- (11) 第2号の「特定歴史公文書等」は、条例により公文書館における保存、利用等の方法を定め、現用の公文書と違う管理を行うために「公文書」の適用除外とするものです。
- (12) 第3号の「博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、かつ、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの」は、貴重資料の保存、学術研究への寄与等から独自のアクセス制度が定められており、条例に基づく公文書管理及び情報公開条例に基づく開示請求の対象とすることが適切でないものを定めています。

「博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」とは、博物館の古文書、美術館の美術品、図書館の資料、公文書館の行政資料、県の庁舎等に展示される美術品などです。「一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの」は、原則として、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第4条に準じて以下の特別の管理がされている資料を指します。歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料であっても、特別の管理がされていないものは、公文書に該当し、条例の公文書の管理及び情報公開条例の開示請求の対象となります。

ア 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

- イ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- ウ 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- (ア) 当該資料に情報公開条例第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
- (イ) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に条例第2条第4項第2号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- (ウ) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- エ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- オ 当該資料に高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報（死者に関する個人情報にあつては、当該資料が作成されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき個人情報に限る。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

条例第2条第2項第3号に該当する文書として、例えば、以下の文書が挙げられます。

- ・ 高知県立公文書館の行政資料
- ・ 高知県立美術館の美術品等
- ・ 高知県立歴史民俗資料館、高知県立坂本龍馬記念館、高知県立高知城歴史博物館の資料等
- ・ 高知県立文学館の文学資料
- ・ 高知県立牧野植物園の図書
- ・ 高知県議会図書室の図書等
- ・ 高知県立図書館の資料等
- ・ 塩見文庫
- ・ 高知県立埋蔵文化財センターの埋蔵文化財等
- ・ 県展買上作品管理及び貸出基準（総務部広報広聴課）に基づき管理される県展作品
- ・ 高知県公立大学法人の図書館等の資料等

3 第3項関係（電磁的記録）

第3項は、公文書管理条例第2条第2項で定められている「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」という定義について、条例で定義し直しています。

【参考】

電磁的記録について

- ・ 「電磁的記録取扱要綱」（イントラネットに掲載）
- ・ 「電磁的記録が公文書に加わることに伴うQ&A」（イントラネットに掲載）

第3条 解釈及び運用

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

この条は、この条例の解釈及び運用に当たっての実施機関の責務を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない」とは、実施機関が、公文書の開示・非開示の判断をする場合だけではなく、公文書の開示の請求に関する手続等を行う場合においても、県民の知る権利を尊重し原則公開の立場に立った適正な対応を行うということです。
- 2 「個人に関する情報が十分に保護されるよう」とは、原則公開の公文書開示制度の下においても、個人に関する情報については、最大限に配慮をすべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものです。

第4条 適正使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

【趣旨】

この条は、公文書の開示を受けたものの責務を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の目的に即して」とは、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する」というこの条例の目的に従ってという趣旨です。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けたものは、当該開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないことをいいます。
- 3 公文書の開示によって得られた情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、実施機関は、当該使用者に対してその情報の使用の中止を要請するものとします。

第5条 開示請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

この条は、公文書の開示を請求できるものの範囲を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「何人も」としているのは、行政活動を始め、あらゆる社会活動の広域化に伴い、県の保有する情報に対する需要も広域化していることから、県民に限らず広く何人にも開示請求権を認めるものです。
- 2 未成年者から開示請求があった場合には、原則として法定代理人等の立会を求めます。

ただし、社会通念上、開示を受けた公文書の意義、内容等を理解することができ、かつ、費用負担能力もあると認められる場合（おおむね16才以上）は、単独の開示請求であっても認めることとします。

第6条第1項 公文書の開示義務

第6条 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）～（7）略（10～28ページ参照）

【趣旨】

この項は、開示請求に対する実施機関の開示義務を定めたものであり、実施機関は、開示請求のあった公文書に第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則公開の考え方を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

1 実施機関の情報は、公開することが原則ですが、一方で、個人や法人等の権利利益、公共の安全や利益等も適切に保護する必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益を、慎重に比較衡量しなければなりません。

そのため、この項では、開示しないことに合理的な理由がある情報をできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしたものです。

また、非開示情報に該当するとして非開示の決定がなされた場合、その妥当性を立証する責任は実施機関にあります。

2 実施機関は、開示請求のあった公文書に記録されている情報が、この項の各号で定める非開示情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的、恣意的に判断することがあってはならず、公文書開示制度の趣旨、目的等を尊重し客観的・合理的な判断を行う必要があります。

また、非開示情報に該当するかどうかは、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進捗状況等に伴って変化することも考えられるので、開示請求があった都度判断しなければなりません。

3 この項の各号にある非開示情報に該当すると考えられる情報の具体例についても、常時すべてが開示できないものであると固定的に考えるのではなく、部分開示となる場合、また開示請求の時期によっては開示できる場合もあり得ることに注意する必要があります。

したがって、具体例に掲げられているものであっても、その内容を十分に検討した上で判断しなければなりません。

4 この項と公務員の守秘義務の関係は次のように考えられます。

この項が非開示情報の範囲を定めているのに対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者は趣旨及び目的を異にしています。

地方公務員法第34条第1項の「秘密を漏らす」とは、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではなく、同法第32条にも定められているように、職員がその職務を遂行するにあたり、法令や条例等に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員がこの条例の規定に従って情報を開示した場合、この行為は服務規律に反するものではあ

りません。

したがって、条例に基づいて適法に開示をしている限りにおいては守秘義務に違反することにはならないものと解されます。

- 5 地方自治法第100条（議会の調査権）、民事訴訟法第223条（文書提出命令等）、弁護士法第23条の2（報告の請求）の規定等、法令の規定に基づき、公文書の提出又は閲覧等を求められることがあります。

この場合における当該法令とこの項との関係は、その趣旨及び目的を異にしているものから、非開示情報に該当するか否かによって諾否を決定するものではありません。

当該法令の規定に基づく提出又は閲覧等の求めに対して応じるか否かは、当該公文書の内容、当該法令の規定の趣旨、目的等を総合的に判断して決定するものです。

なお、提出又は閲覧等を求められた情報が個人情報である場合には、高知県個人情報保護条例第10条の規定による提供の制限に注意が必要です。

- 6 非開示情報は、開示請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることから、非開示情報に該当すると認められる情報については一律非開示となります。したがって、開示請求者が作成して実施機関に提出した書類を自らが開示請求した場合であっても、個人に関する情報や法人等又は事業を営む個人の事業活動に関する情報などの非開示情報が記録されている場合には非開示としなければなりません。

なお、このことは、条例第10条第1項の決定（以下「開示決定等」という。）を行う場合について述べているものであり、開示請求手続によらずに、実施機関の判断で当該請求者に情報提供することを禁止するものではありません。

また、実施機関が保有する個人情報については、高知県個人情報保護条例により、自己の個人情報について開示請求権が認められています（同条例第15条）。

第6条第1項第1号 法令秘に関する情報

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないとされている情報

【趣旨】

この号は、法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている公文書は当然に開示できないものですが、この条例においても非開示とすることを改めて規定したものです。

【解釈及び運用】

- 1 「法令又は他の条例」とは、法律、政令、省令等及びこの条例以外の条例（これらの委任を受けた規則を含む。）をいいます。
- 2 「開示することができないとされている情報」とは、次のような情報をいいます。
 - (1) 法令等で定められた目的以外での使用が禁止されている情報
 - (2) 個別法により具体的な守秘義務が課せられている情報
 - (3) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - (4) 法令等の規定で明らかに開示できない旨が定められている情報
 - (5) 法令等の趣旨及び目的から開示することができないと認められる情報

【法令秘に関する情報】に該当すると考えられる情報

区分	具体例
(1) 法令等で定められている目的以外での使用が禁止されているもの	ア 調査票情報（統計法第40条、第43条）
(2) 個別の法令により守秘義務が課せられているもの	ア 県税申告書等収入額、所得額、税額等の記載のある文書（地方税法第22条） イ 措置入院に関する診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条） ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく届出に関する書類（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第74条） エ 優生保護相談に関する文書（母体保護法第27条）
(3) 手続の公開が禁止されているもの	ア 建設工事紛争審査会の調停、仲裁の記録（建設業法第25条の22） イ 公害審査会の調停、仲裁の記録（公害紛争処理法第37条、第42条）

第6条第1項第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人も閲覧することができるようにされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名（（ア）に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。）

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。）及び地方独立行政法人の役員及び職員

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人（地方独立行政法人を除く。第21条において「公社等」という。）及び同令第140条の7第1項に規定する法人の役員

(エ) 県から補助金、交付金等の交付を受けている一般社団法人及び一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人並びに同法第10章第2節に規定する社会福祉協議会の役員

エ ウの(ア)及び(イ)に掲げる者の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務の遂行の内容に係る部分

【趣旨】

1 この号は、個人のプライバシー保護の観点から、特定の個人を識別することができるような情報は非開示とすることを定めたものです。

個人のプライバシーは、基本的人権を尊重するため最大限保護されなければなりません。また、プライバシーの概念が十分には確立していないことから、プライバシーであるか否か不明確な個人に関する情報をも含めて、特定の個人を識別することができる情報は、開示してはならないこととしています。

2 この号のただし書は、この号の本文に該当する情報であっても、個人のプライバシーを侵害しないことが明らかな情報及び公的責任を明らかにする必要があると認められる情報は、開示することとしたものです。

【解釈及び運用】

1 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢はもとより、次のような個人に関する情報（以下「個人情報」という。）一切をいいます。

また、死者に関する情報についても、不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあることから、本条例の「個人情報」に含まれ、保護を図るものです。

- (1) 思想、信条、信教等個人の内心に関するもの
- (2) 健康状態、病歴、障害の状況、体力等個人の心身の状況に関するもの
- (3) 家族状況、婚姻歴、生活記録等個人の家庭、生活関係に関するもの
- (4) 職業、学歴、資格、賞罰、成績、所属団体、犯罪歴等個人の経歴又は社会的活動に関するもの
- (5) 財産、収入等個人の資産・収入状況に関するもの
- (6) その他趣味、嗜好等個人に関するもの

2 「事業を営む個人の当該事業に係る情報」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人の当該事業活動に関する情報をいいます。

「事業を営む個人の当該事業に係る情報」は、その性質上法人等の事業活動情報と同様の性格を有するものであり、この項の第3号で判断することとしたので、この号の個人情報から除外しました。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係がない個人情報（家族状況等）もあり、それらについてはこの号により開示するかどうかの判断をすることとなります。

3 「特定の個人を識別することができる」と認められる」とは、特定の個人を明らかに識別し、又は識別することができる可能性がある場合をいいます。住所、性別、年齢等のように特定の個人を直接識別することができる情報のほか、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができるものを含みます。

この場合の「他の情報」とは、通常、人々に広く知れ渡っている情報や図書館等の公共施設で入手可能な情報など一般人が容易に入手し得る情報をいい、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じて、個別に判断することになります。

4 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、匿名の作文、無記名のカルテのように、記載されている情報からは一般的には特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別することができない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある場合について、非開示とするものです。特定の個人を識別することができる氏名等の情報を非開示としても、その他の部分を開示することにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものも同様です。

5 個人に関する情報が、特定の個人を識別することができる部分（例えば氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）から成り立っている場合、特定の個人を識別することができる部分を非開示とすることにより、その他の部分が誰に関する情報であるかが分からないときには、当該その他の部分については条例第7条による部分開示の規定を適用します。

また、公文書に、個人の氏名、住所、年齢等がひとかたまりの情報として記録されている場合に、氏名がこの号のただし書に該当して開示されるときでも、氏名以外の個人の住所、年齢等の情報は非開示とします。それは、住所、年齢等は氏名とは別個の独立した個人情報であり、氏名が明らかにされたからといって、その他の個人情報を明らかにすべき理由はなく、条例第3条に「個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている趣旨に照らし、非開示とします。

(ただし書)

6 ただし書ア

「法令等の規定により何人も閲覧することができる」とされている情報とは、法令等により何人も閲覧することができる定められている個人情報をいい、閲覧を利害関係人等に限り認めているものは含みません。

また、法令等に「何人も」と規定されていても、請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではない場合も含みません（住民基本台帳法第11条第3項等）。

7 ただし書イ

「公表を目的として」とは、積極的には公表を目的としていなくても、結果として公表したと同じ効果をもたらす場合を含みます。

ここに該当する情報としては、次のようなものがあります。

- (1) 公表することを目的として作成した情報
- (2) 個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- (3) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- (4) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報

「公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態（現に周知の事実であるかどうかは問わない。）に置かれていることをいい、「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点においては公にされていないものの、将来、公にすることが予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定していることを含む。）されていることをいいます。

具体的には、次のようなものがあります。

- ア 被表彰者名簿、職員名簿、審議会等委員名簿
- イ 規約等を有して活動をし、又は県の行う事務事業に関して協議や要望等を行っている団体において対外的に役員名を名乗って活動している者の職名及び氏名
- ウ 県との債権債務の履行に関して提出された請求書や契約書等に記載されている担当者の氏名等
- エ 県の事務事業の遂行に携わった者として、県に提出された検査調書、報告書、確認書等に記載されている担当者の氏名等
- (5) 公共用財産の使用許可、道路の占用許可、河川の占用許可など事務事業の性質上情報の提供が予定されている情報その他県が許認可を行った相手方の氏名等であって、公表することにより個人の権利利益を侵害しない情報

8 たゞし書ウ

- (1) 「職務の遂行に係る情報」とは、当該組織の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報をいいます。

「((ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を除く。)」とは、犯罪捜査等に携わる公務員の氏名が開示されると、本人やその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして実施機関が定める者の氏名を開示しないこととしたものであり、次の者が該当します。

ア 高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年高知県公安委員会規則第3号）で定める者

(ア) 警部補以下の階級にある警察官

(イ) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の職員であつて、同規則第2条第2号のアからスまでに掲げる職員

イ 知事が管理する公文書の開示等に関する規則第2条で定める者（(ア)及び(イ)に掲げる職員にあつては、高知県公安委員会又は高知県警察本部長が管理する公文書において開示しなければならないとされるものを除く。）

(ア) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員として職務を行う職員

(イ) (ア)の職員の指揮監督を受けて職務を行う職員

(ウ) 高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則第2条各号に掲げる者（(ア)及び(イ)に掲げる職員を除く。）

- (2) たゞし書ウ(ア)の「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員で、行政執行法人（公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるもの）の役員並びに職員を除く国家公務員をいい、一般職か特別職、常勤か非常勤かの別を問いません。

「地方公務員」とは、地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいいます。国家公務員同様、一般職か特別職、常勤か非常勤かの別を問いません。

- (3) たゞし書ウ(イ)の「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいいます。これには、上記(2)で国家公務員から除いた行政執行法人の役員並びに職員も含まれます。

その他の法人については、国家公務員の身分は与えられていませんが、国家公務員に準ずる者として役員及び職員の職名及び氏名を開示するものです。

- (4) たゞし書ウ(ウ)の対象となる法人は、住宅供給公社、道路公社及び土地開発公社のほか、本県出資の場合は、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。

(5) ただし書ウ(エ)の「県から補助金、交付金等の交付を受けている」とは、現に補助金等の交付を受けているもの、あるいは継続的に補助金等の交付を受けるものをいい、過去に単年度に限り補助金等の交付を受けたものは含まれません。

9 たゞし書エ

国家公務員、地方公務員及び独立行政法人等の役員及び職員は、職務の遂行に当たって説明責任を果たさなければならないという観点から、職名及び氏名だけでなく、当該職務の遂行の内容についても開示することを定めたものです。

ただし、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」ではありません。

【個人に関する情報】本文に該当すると考えられるもの（原則として非開示）

区分	具体例
(1) 思想、信条、信教等個人の内心に関するもの	ア 意識調査の調査票 イ 宗教法人の信者名簿 ウ 図書等閲覧申込カード エ 個人相談記録
(2) 健康状態、病歴、障害の状況、体力等個人の心身の状況に関するもの	ア 健康診断書 イ 児童体力記録簿 ウ 医師の診療録 エ 身体障害者手帳交付申請書 オ 精神衛生相談記録
(3) 家族状況、婚姻歴、生活記録等個人の家庭、生活関係に関するもの	ア 生活保護決定調書 イ 戸籍謄本、抄本 ウ 外国人登録原票写し エ 生活相談記録 オ 扶養親族簿
(4) 職業、学歴、資格、賞罰、成績、所属団体、犯罪歴等個人の経歴又は社会的活動に関するもの	ア 履歴書 イ 学業成績、各種試験成績 ウ 刑罰等調書
(5) 財産、収入等個人の資産・収入状況に関するもの	ア 預金残高証明書 イ 所得証明書 ウ 納税証明書 エ 固定資産評価書 オ 給与支給調書

【個人に関する情報】ただし書に該当すると考えられるもの（原則として開示）

区分	具体例
(1) ただし書ア（法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報）に該当する情報	<p>ア 法人役員名簿（商業登記法第10条）</p> <p>イ 不動産登記簿（不動産登記法第119条）</p> <p>ウ 登録事項等証明書（道路運送車両法第22条）</p> <p>エ 個人の専用住宅に係る建築確認申請書のうち、建築計画概要書で閲覧することができる情報</p>
(2) ただし書イ（公表を目的として作成し、又は取得した情報）に該当する情報	<p>ア ボランティア名簿</p> <p>イ 被表彰者名簿</p> <p>ウ 審議会等委員名簿</p> <p>エ 規約等を有して活動をし、又は県の行う事務事業に関して協議や要望等を行っている団体において対外的に役員名を名乗って活動している者の職名及び氏名 → 町内会、PTA及び職員組合等の役員（会長、副会長、会計の三役程度）</p> <p>オ 契約書、見積書、請求書、領収書等に記載されている担当者等の氏名、職名、肩書等</p> <p>カ 県が発注した土木工事に関して県に提出された書類に記載されている現場代理人の氏名</p> <p>キ 県が委託した調査等の業務に関して県に提出された書類に記載されている担当者の氏名</p>

第6条第1項第3号 事業活動に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

【趣旨】

- 1 この号は、法人等又は事業を営む個人の権利及び利益の保護と事業活動の自由を保護し、公正な競争秩序を維持する観点から、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示とすることを定めたものです。
- 2 この号のただし書は、人の生命、身体等を保護するため開示することが必要であると認められる情報は、開示することとしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人、特殊法人、公共組合等であつて、国、独立行政法人等及び地方公共団体を除くすべての法人をいいます。
- 2 「その他の団体」とは、法人格はないが、団体の規約を有し、かつ、代表者の定めがあるものをいいます。
- 3 「事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動から生ずるすべての情報をいいます。したがって、事業活動と直接関係のない個人に関する情報（家族状況等）は、前号の「個人に関する情報」を適用するものです。
- 4 「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、次のような情報をいいます。
 - (1) 競争上の地位を害すると認められるもの
生産技術上のノウハウや販売・営業上のノウハウなど開示することにより法人等又は事業を営む個人が競争上不利益を被ると認められる情報であつて、公正な競争秩序を維持するために社会通念上秘匿することが認められているものをいいます。
 - (2) 事業運営上の地位を害すると認められるもの
経営方針、経理、人事、代表者印等内部管理に属する情報であつて、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるものをいいます。
 - (3) その他正当な利益を害すると認められるもの
開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉を侵害し、又は社会的評価を低下させる情報等をいいます。

5 「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」かどうかは、当該情報の形式的な内容のみでなく、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断しなければなりません。

また、この場合に、判断が困難なものについては、条例第12条の2第1項の規定により知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第9号様式を用いて通知し、開示をした場合における不利益の有無等について、当該法人等の意見照会をするなど、事前に十分な調査を行うものとしします。

なお、その場合であっても、意見を聴いた法人等に対して開示決定等についての同意権を与えたものではなく、提出された知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第9号様式別紙（公文書の開示請求に関する意見書）に記載された意見の妥当性を確認した上で判断する必要があります。

6 次のような情報は、「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、開示できるものです。

- (1) 法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報
 - ・法人に関する登記事項（商業登記法第11条）
- (2) 社会通念上、公にすることが慣行となっていると認められる情報
 - ・工業団地進出企業一覧表
 - ・被表彰者名簿
- (3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報
 - ・企業パンフレットや自社ホームページ等により公表されている営業実績
 - ・求人案内等により公表されている労働条件

（ただし書）

7 ただし書ア

公害、薬害、欠陥商品等事業者の事業活動に起因して、現に発生している人の生命、身体、健康に対する危険や損害が拡大したり再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率がきわめて高いこれらの危険や損害を未然に防止するために必要な情報を開示するというものです。この場合、当該事業活動が違法又は不当であるか否かは問いません。

8 ただし書イ

違法又は不当な事業活動に起因して、現に発生している住民生活や消費生活の安定を損なうような支障が拡大したり再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率がきわめて高い住民生活や消費生活の安定を損なうような支障を未然に防止するために必要な情報を開示するというものです。

「違法又は不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動のほか、法令等に違反しているとはいえないが社会通念に照らし違法に近い著しく妥当性を欠く事業活動をいいます。

「人の生活」とは、消費生活、経済生活等すべての個人の生活をいい、法人の財産及び事業活動は含みません。

また、条例第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当することとして公文書を開示しようとする場合は、条例第12条の2第2項第1号の規定に該当するため、開示決定の前に知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第10号様式を用いて通知し、開示をした場合における不利益の有無等について、当該法人等の意見照会を行い、意見書を提出する機会を与えなければなりません。

なお、その場合であっても、意見を聴いた当該法人等に対して開示決定等についての同意権を与えたものではなく、提出された知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第10号様式別紙（公文書の開示請求に関する意見書）に記載された意見の妥当性を確認した上で判断する必要があります。

【事業活動に関する情報】本文に該当すると考えられる情報（原則として非開示）

区分	具体例
(1) 生産技術等に関するもの	ア 製造工程図及び生産工程図 イ 製造方法概要書及び原料表 ウ 建築物の設計図、構造計算書等 エ 生産設備、機器の種類、名称、性能等
(2) 販売、営業等に関するもの	ア 資金調達計画 イ 工場設備投資計画 ウ 販売計画書 エ 取引先名簿 オ 顧客名簿 カ 製造原価計算書
(3) 経営及び運営状況に関するもの	ア 融資申請書 イ 企業診断結果報告書 ウ 預金残高証明書 エ 固定資産評価書 オ 納税証明書
(4) 人事、労務等に関するもの	ア 労務診断結果報告書 イ 労働争議の状況文書 ウ 苦情相談に関する文書

【事業活動に関する情報】ただし書に該当すると考えられる情報（原則として開示）

区分	具体例
(1) ただし書ア（事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当する情報	ア 薬品の性質、副作用が記録された文書 イ 食中毒発生施設と事件の概要が記録された文書 ウ 公害行政処分に関する文書のうち、ただし書アの要件に該当するもの
(2) ただし書イ（違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当する情報	ア 貸金業者行政処分通知書 イ 宅地建物取引業者行政処分通知書のうち、ただし書イの要件に該当するもの

第6条第1項第4号 犯罪の予防・捜査等に関する情報

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

この号は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、この号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味します。

(1) 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいいます。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、この号に該当しません。

(2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防いだり、犯罪の発生後に、その拡大を防止し、又は終息させることをいいます。

(3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいいます。

(4) 「公訴の維持」とは、裁判所に提起した公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をさします。

(5) 「刑の執行」とは、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいいます。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、この号に該当します。

(6) 「その他の公共の安全と秩序の維持」には、刑事訴訟法以外の特別法によって臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続も含まれます。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設の保安に支障を生ずるおそれのある情報も、この号に該当します。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障

が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報は、この号ではなく第5号（生命等の保護に関する情報）又は第6号（事務事業に関する情報）によって開示・非開示が判断されることとなります。

2 「支障を生ずるおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持するための警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある場合をいいます。

3 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、この号に規定する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（相当の理由があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしたものです。

【犯罪の予防・捜査等に関する情報】に該当すると考えられる情報（原則として非開示）

- ア 犯罪の捜査の事実又は内容に関する情報
- イ 犯罪捜査等の手法、技術、体制等に関する情報
- ウ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- エ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報（犯罪目標となることが予想される個人の行動予定、施設の所在や警備の状況に関する情報を含む。）
- オ 犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報
 - ・ 毒劇物販売業者台帳
 - ・ 麻薬及び大麻取扱業者名簿
 - ・ 猟銃等製造所の施設設備の内容
 - ・ 高圧ガス施設設備配置図
 - ・ 警備委託契約の仕様書

第6条第1項第5号 生命等の保護に関する情報

(5) 前号に定めるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報

【趣旨】

この号は、個人の生命、身体、財産等を保護する観点から、開示するとこれらの保護に支障を生ずるおそれのある情報は非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 この号は、前号に該当しない場合であっても、開示すると人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報があることから、そのような事態を防ぐため、これらの保護に支障を及ぼすおそれのある情報を開示しないこととしたものです。

したがって、この号は、前号に該当しない情報について適用されるものであり、人の生命や身体に危険が及ぶような情報であって、犯罪の予防や捜査など今後の刑事法の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、この号ではなく、前号を適用することとなります。

2 この号は、第2号の個人に関する情報など他の非開示情報と一部重複する内容を含んでいますが、県民の基本的な権利利益の保護の重要性を考慮して、独立した非開示情報として設けたものです。

したがって、本号の適用に当たっては、他の非開示情報（前号は除く。）についても、併せて検討することとなります。

3 「人の生命、身体、財産等」には、人の地位、名誉等を含みます。

4 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、人の生命、身体、財産等を危険から保護し、又は当該危険を除去することをいいます。

【生命等の保護に関する情報】に該当すると考えられる情報（原則として非開示）

- ・ 個人の実印や金融機関届出印に係る印影（シャチハタの印影を含む）
- ・ 家屋の構造等が明らかになる平面図
- ・ 公害、医療、違反建築物等に関する苦情、訴え、通報等の情報提供者名等

第6条第1項第6号 事務事業に関する情報

- (6) 県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。)又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関(以下この号において「国等の機関」という。)が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの
- ア 監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他すべての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの
- イ 県の機関若しくは国等の機関内部又は県の機関若しくは国等の機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意思決定が不当に阻害されるもの
- ウ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等の機関からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

【趣旨】

この号は、県又は国等が行う事務事業のうち、開示することにより県民全体の利益を損なうこととなる情報は、非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。)又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関(以下この号において「国等の機関」という。)」とは、県又は国等のすべての機関をいい、「県の機関」には、執行機関(知事、教育委員会、公安委員会等)、議会及びこれらの補助機関(職員)のほか、執行機関の附属機関も含まれます。
「その他の公共団体」とは、法令の規定に基づいて設置された土地改良区、土地区画整理組合等の公共組合及び公社、公団等をいい、農業協同組合、青年団等の公共的団体は含みません。
- 2 「明らかなもの」とは、ア、イ、ウの規定に該当することが明白であること、言い換えれば、「実施の目的が失われ、又は著しい支障を生ずる」、「不当に阻害される」、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」ことが客観的に明白でなければならないということであり、単におそれがあるというだけではこの号を適用することはできません。
- 3 アに例示されている事務事業は、代表的なものを列挙したものです。「その他すべての事務事業」とは、実施機関又は国等が行うすべての事務事業をいい、組織、人事、財産管理等いわゆる内部管理に関する事務事業を含みます。
 - (1) 「監査、検査、取締り」とは、県又は国等が権限に基づいて行う、監査、検査、指導、調査、取締り等をいいます。
 - (2) 「試験」とは、資格試験、採用試験等をいいます。
 - (3) 「入札」とは、工事発注、物品購入等に関する競争入札等をいいます。

- (4) 「交渉」とは、損失補償、損害賠償、用地買収等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいいます。
 - (5) 「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、式典、交際等の対外的事務をいいます。
 - (6) 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく審査請求をいいます。
- 4 「実施の目的が失われ」とは、次のような情報をいいます。
- (1) 事前に開示することにより、「手の内」が明らかになる結果、事務事業の目的に沿った成果が得られなくなるもの
 - (2) その他性質上事前に開示することになじまないもの
 - (3) 事後であっても、開示することにより、将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるもの
- 5 「公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」とは、次のような情報をいいます。
- (1) 開示することにより、反復継続する同種の事務事業の公正又は適正な執行を困難にするもの
 - (2) 開示することにより、経費が著しく増大し、又は実施時期が大幅に遅れるなど事務事業が著しく混乱するもの
 - (3) 開示することにより、特定の者に不当な利益若しくは不利益を与え、又は県民全体の利益を損なうもの
- 6 「不当に」とは、検討途中の段階の情報を開示することが、「県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進」というこの条例の目的を考慮してもなお、意思決定に対する支障が見逃せない程度のものであることをいいます。
- 7 「明示されている」とは、文書により開示してはならない情報を指示しているものをいい、口頭によるもの、抽象的な内容のものは含みません。

【事務事業に関する情報】の経過措置

条例第6条第1項第6号に規定する「事務事業に関する情報」のウについては、経過措置が設けられており、公文書を作成し、又は取得した時期により適用する条文が次のとおり異なります。

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により関係する法律が平成12年4月1日から改正施行され、機関委任事務制度が廃止されました。このため、情報公開条例においても、機関委任事務制度を前提とする「事務事業に関する情報」のウの規定の見直しを行いました。機関委任事務に係る公文書には実施機関において管理されるものもあることから、経過措置を設けたものです。

○平成12年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書

平成10年10月1日施行条例第6条第5号 事務事業に関する情報

(5) 県又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下この号において「国等」という。）の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの

ア 略

イ 略

ウ 法律又はこれに基づく政令の規定により知事その他の県の機関の権限に属する国等の事務に関して、主務大臣等から公表してはならない旨の明示の指示があるもの、国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

○平成12年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書

平成14年4月1日施行条例第6条第1項第6号 事務事業に関する情報

(6) 県又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下この号において「国等」という。）の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの

ア 略

イ 略

ウ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、県と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

【事務事業に関する情報】に該当すると考えられる情報（原則として非開示）

区分	具体例
1 実施の目的が失われるもの	
(1) 事前に開示することにより、事務事業の目的に沿った成果が得られなくなるもの	<p>ア 立入検査、指導監査、漁業取締り、税務調査、各種監視・巡視等の計画、方針、内容等に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス移動取締実施計画 ・ 県税滞納処分実施計画、方針等 <p>イ 訴訟、補償・賠償に関する交渉、土地等の売買に関する交渉、労務交渉等の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地交渉記録 ・ 物件補償算定資料 ・ 漁業補償算定資料 ・ 損害賠償等認定調書
(2) その他性質上事前に開示することになじまないもの	<p>ア 各種試験問題</p> <p>イ 各種試験の採点基準</p>
2 公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの	
(1) 反復継続する事務事業の公正又は適正な執行を困難にするもの	<p>ア 職員の任免、懲戒処分等の審査基準</p> <p>イ 各種調査等における収集資料のうち資料提供者の不利益となる情報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法被疑事件調査資料 ・ 開発事業届出書 ・ 県民経済計算推計ワークシート ・ 公共事業労務費調査結果報告書 ・ 医薬品等広告審査関係資料
(2) 経費が著しく増大し又は時期が大幅に遅れるもの	<p>ア 用地買収計画案</p> <p>イ 物件移転等標準書</p> <p>ウ 用地買収価格の算定に関する資料</p>
(3) 特定の者に不当な利益若しくは不利益を与え、又は県民全体の利益を損なうもの	<p>ア 希少動植物及び絶滅危ぐ種の分布状況及び生息状況</p> <p>イ 未発表の学術研究成果等</p>
3 意思決定が不当に阻害されるもの	
(1) 審議、検討、協議、調査、研究等に関するもの	<p>ア 各種試験問題検討委員名簿</p> <p>イ 教科書選定委員名簿</p> <p>ウ 表彰候補者の内申</p> <p>エ 審議会等の議事録等で該当するもの</p> <p>オ ○○審査会答申案</p> <p>カ 予算査定調書（予算編成終了前）</p>

(続き)【事務事業に関する情報】に該当すると考えられる情報(原則として非開示)

区分	具体例
4 国等からの委託による調査等で公表してはならない旨の条件が付されているもの	
(1) 開示することで県の機関と国等の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ア 宅地建物取引業者調査票 イ 化学物質環境汚染実態調査報告書 ウ 大規模小売店舗関係委託調査資料 エ 地方公務員給与実態調査に関するラスパ イレス指数 オ 宗教法人からの提出書類 カ 酸性雨測定結果書 キ 農薬残留対策調査委託業務結果報告書

第6条第1項第7号 任意に提供された情報

(7) 県の機関からの要請を受けて、開示しないとの約束の下に、個人又は法人等から県の機関へ提供された情報であって、開示することにより、当該個人又は法人等と県の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、当該情報が一般的に公表されないものであること等、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められる場合に限る。

【趣旨】

県は、法令等に基づく情報収集のみでなく、広範な分野にわたって情報提供者の任意の協力により情報を入手しており、これらの情報の中には、開示しないことを条件として提供されたものもあります。

この号は、法人等又は個人の任意の協力により得た情報で、開示することにより相手方との協力関係又は信頼関係を損なうものについて、非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「県の機関」とは、前号の解釈と同じで、すべての実施機関等をいいます。
- 2 「県の機関からの要請を受けて・・・県の機関へ提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により県に提供された情報をいいます。
- 3 「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることが明らかなもの」とは、開示することにより、情報提供者と県との間における信頼関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の協力を得ることが困難になることが客観的に明白な情報をいいます。
- 4 「当該約束の締結が状況に照らし合理的である」とは、開示しないとの約束が、常に文書等に明示されている必要はないが、提供を受けた情報の内容や約束をしたときの事情等に照らし、当該約束をしたことが理にかなったものでなければならないということです。

なお、この場合に、判断が困難なものについては、条例第12条の2第1項の規定により知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第9号様式を用いて通知し、開示した場合における不利益の有無等について当該個人や法人等の意見照会をするなど、事前に十分な調査を行うものとします。

第6条第2項 公益上の理由による開示

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に前項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、当該公文書を開示するものとする。

【趣旨】

この項は、公文書の開示請求に対して、非開示情報であっても、開示することに優越的な公益があると認められる場合には、開示することを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 この項は、非開示情報であっても、個別具体的な事例において、優越的な公益が認められる場合は、実施機関の判断により開示することを可能とする規定を設けたものです。

公益性の判断に当たっては、この条の第1項第2号から第7号の規定により保護される利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければなりません。とりわけ、個人の人格的な利益その他憲法上保障されている権利利益については慎重に判断することが必要です。

次のような場合にこの項を適用できるものと考えられます。

- (1) 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる場合
- (2) 条例の目的を達成する上で当該情報の開示が不可欠であると認められる場合

2 この項の規定により公文書を開示しようとする場合は、条例第12条の2第2項第2号の規定に該当するため、開示決定の前に知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第10号様式を用いて通知し、開示をした場合における不利益の有無等について、当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）の意見照会を行い、意見書を提出する機会を与えなければなりません。

なお、その場合であっても、意見を聴いた第三者に対して開示決定等についての同意権を与えたものではなく、提出された知事が管理する公文書の開示等に関する規則別記第10号様式別紙（公文書の開示請求に関する意見書）に記載された意見の妥当性を確認した上で判断する必要があります。

第7条 公文書の部分開示

第7条 実施機関は、公文書が前条第1項各号のいずれかに該当する情報（同条第2項に該当するものを除く。次条において「非開示情報」という。）を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については、開示しなければならない。

【趣旨】

この条は、公文書の開示請求に対して、当該公文書の一部に開示できない部分がある場合であっても、これにより当該公文書全部を非開示とするのではなく、開示できない部分を除いた残りの部分について開示すべきことを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「容易に」とは、過大な時間と経費を要しないで、かつ、公文書を損傷することがない場合をいいます。
なお、電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されていて、その中の一部の発言が非開示情報である場合など、開示情報と非開示情報とを分離することが技術的に困難な場合があり、そのときにはこの条でいう「容易に」には該当しないと考えられます。
- 2 「開示請求の趣旨を損なわない程度に」とは、非開示部分を除いた残りの部分の開示であっても、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいい、そのときには部分開示をしなければなりません。
- 3 「開示請求の趣旨」は、公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名等」欄の記載事項に基づき判断するものとします。

【参考】

- 1 部分開示の方法について
「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第8 公文書の開示→ 2 公文書の開示の方法
- 2 公文書開示請求書の様式について
「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第3条 公文書開示請求書

第8条 公文書の存否に関する情報

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

【趣旨】

この条は、公文書の開示請求に対して、一定の場合に、実施機関が、公文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒むことができることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 公文書の開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存在を確認した上で、存在している場合は開示又は非開示の決定を行い、存在していなければ存在しない旨を回答することが原則です。

しかし、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第6条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものです。

2 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいいます。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該文書に記載されている情報は非開示文書に該当するので、「非開示です」と答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまいます。このような特定の者又は事項を名指しした探索的請求は、第6条第1項各号の非開示情報のすべてに生じ得ると考えられます。

3 この条は、存否を明らかにすべきでない公文書について例外的に設けられたものであり、適用に当たっては妥当性を慎重に判断する必要があります。

また、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条の規定に基づき、処分の理由を示す必要があります。

さらに、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが必要な公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要です。それは、公文書が存在しない場合には不存在と回答し、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしない取扱いをしたのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになるからです。

【具体例】

- ・特定の個人の病歴、身体、生活保護等に関する情報（第6条第1項第2号）
- ・表彰候補者名簿のうち、特定個人に関する情報（第6条第1項第2号）
- ・特定企業の特定の技術開発に関する情報（第6条第1項第3号）
- ・犯罪の内偵捜査に関する情報（第6条第1項第4号）
- ・特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6条第1項第6号）

第9条 開示請求の方法

第9条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関（議会にあつては議長。次条第1項から第3項まで及び第5項、第11条第3項、第12条から第13条まで、第15条の3第1項及び第3項、第15条の4、第16条の2第1項並びに第23条において同じ。）が定める事項

【趣旨】

この条は、公文書の開示請求の手続を定めたものであり、開示請求は、当該公文書を管理している実施機関に対して開示請求書を提出して行うこと及び当該開示請求書に記載すべき事項を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 開示請求は、開示請求者の権利行使として開示するかどうかの決定という行政行為を求める手続であつて、文書により事実関係を明確にしておくことが適当であり、要式行為としたものです。

したがつて、口頭、電話等による公文書の開示請求は認められませんが、郵送及びファクシミリによる開示請求は、この条の各号に掲げる事項が記載された公文書開示請求書によるものであつて、公文書が特定できる場合は認めるものとします。

また、インターネットによる開示請求については、第11条に規定する情報公開システムにより開示請求することができます。

- 2 「公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の件名又は内容をいい、実施機関の職員が当該開示請求に関する公文書を特定できる程度の記載が必要です。
- 3 公文書の特定は、開示請求者が行うべき事項ですが、一般県民にとって、自分が知りたい情報が、実施機関においてどのような形で保存されているかを知る機会は少なく、公文書を特定することは困難な場合が多いと考えられます。

このことから、実施機関は、保有する公文書を明らかにするなどして、開示請求者が開示請求をしようとする公文書を容易かつ的確に特定できるような情報の提供に努めなければなりません。

一方、開示請求者においても、権利の濫用（民法第1条第3項）となる開示請求を避けるためにも、実施機関から提供を受けた情報をもとに公文書の特定に協力する必要があります。

- 4 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等により定めるものであり、具体的には、「開示の方法」及び「写し等の交付方法」をいいます。

【参考】

- 1 公文書開示請求書の様式等について
「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第3条 公文書開示請求書
- 2 開示請求の方法等について
「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第3 開示請求の受理手続→ 2 開示請求書の受付等

第10条 開示請求に対する決定等

- 第10条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該開示決定等の内容を開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該開示決定等が公文書の開示をしない旨の決定（第7条の規定による公文書の開示をする旨の決定及び第8条の規定による開示請求を拒む旨の決定を含む。以下この条において「非開示決定」という。）であるときは、当該書面において当該非開示決定の理由（当該非開示決定の理由がなくなる時期をあらかじめ示すことができるときは、当該非開示決定の理由及び当該時期）を示さなければならない。
- 4 前項の規定により示す理由は、当該非開示決定において第6条第1項各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない。ただし、当該根拠を具体的に示すことにより、開示しないこととされた情報が明らかになるときは、当該情報が明らかにならない限度で示すものとする。
- 5 実施機関は、非開示決定をした公文書について開示請求があったときは、改めて開示決定等を行わなければならない。この場合において、当該公文書に開示をしない理由がなくなっているときは、当該公文書の開示を行わなければならない。

【趣旨】

この条は、公文書の開示請求を受理した実施機関が行う公文書を開示するかどうかの決定及び通知に関して、その内容及び手続について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（開示請求に対する決定）

- (1) この項では、公文書を開示するかどうかの決定は、できるだけ速やかに行うこととし、決定の期間は受理した日から起算して15日以内と定めています。

「開示請求を受理した日」とは、原則として情報公開窓口において公文書開示請求書を受け付けた日とします。したがって、当該開示請求に関する公文書を管理している本庁各課室、各出先機関に情報公開窓口から開示請求書が届いた日が起算日となるものではないことに注意が必要です。

決定期間の満了は、期間の末日の終了した時点とします。この場合において、期間の末日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に規定する休日に当たるときは、同条例第2条の規定を適用し、その翌日の終了した時点をもって期間の満了とします。

- (2) 実施機関がこの項に定める期間内に開示するかどうかの決定を行わず、しかも第2項による延長の通知もしなかった場合は、開示請求者は、行政不服審査法に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴えの提起をすることがで

きることとなります。

2 第2項関係（期間の延長）

この項において、決定の期間を延長することができる「やむを得ない理由」は、合理的なものでなければなりません。なお、おおむね次のような場合が該当します。

- ア 県以外の第三者に関する情報が記録されている公文書で、多数の第三者の意見を聴取する必要があるなど公文書を開示するかどうかの判断に慎重な手続を要する場合
- イ 開示請求に関する公文書の種類又は量が多く短期間にその内容を確認し、開示するかどうかの決定をすることが困難な場合
- ウ 天災等予測し難い突発的な事由により、業務に支障を来し、開示するかどうかの決定をすることが困難な場合
- エ 年末年始又は祝日が重なり執務ができない場合
- オ その他当該期間内に決定ができないやむを得ない理由がある場合

なお、この延長期間は、開示するかどうかの決定をするために必要な合理的な期間でなければならず、実施機関の都合により不当に長い期間を設定することはできません。また、再延長は原則として行わないものとします。

3 第3項関係（書面による通知）

- (1) この項では、公文書を開示するかどうか等の決定の通知は、書面によることを定めています。決定通知書の様式は、実施機関の規則等の定めるところによるものとします。
- (2) 「時期」を示すとは、非開示決定の理由がなくなることが明らかであれば、その年月日は確定していなくても、例えば「何月以降」というように、おおよその時期が確定していればその時期を示さなければならないというものです。

なお、このことは、当該公文書を開示しないとした理由が無くなる時期を示すものであり、これにより当該時期に公文書の開示をするという決定ではありません。したがって、開示請求者はその時期の到来後に、改めて、当該公文書の開示請求を行わなければ、開示を受けられないものです。

4 第4項関係（非開示理由）

「当該非開示決定において第6条第1項各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない」とは、非開示決定をしたときは、開示請求に関する公文書に記載されているどの情報が条例第6条第1項各号のいずれに該当するのか及びその判断の基礎となった事実関係について、開示請求者が具体的に知り得る程度に示すことを実施機関に義務付けるものです。

この理由付記は、適法に非開示決定をするための要件であり、理由を付記していないとき又は付記された理由が十分でないときは、瑕疵ある処分となることがあるので注意する必要があります。

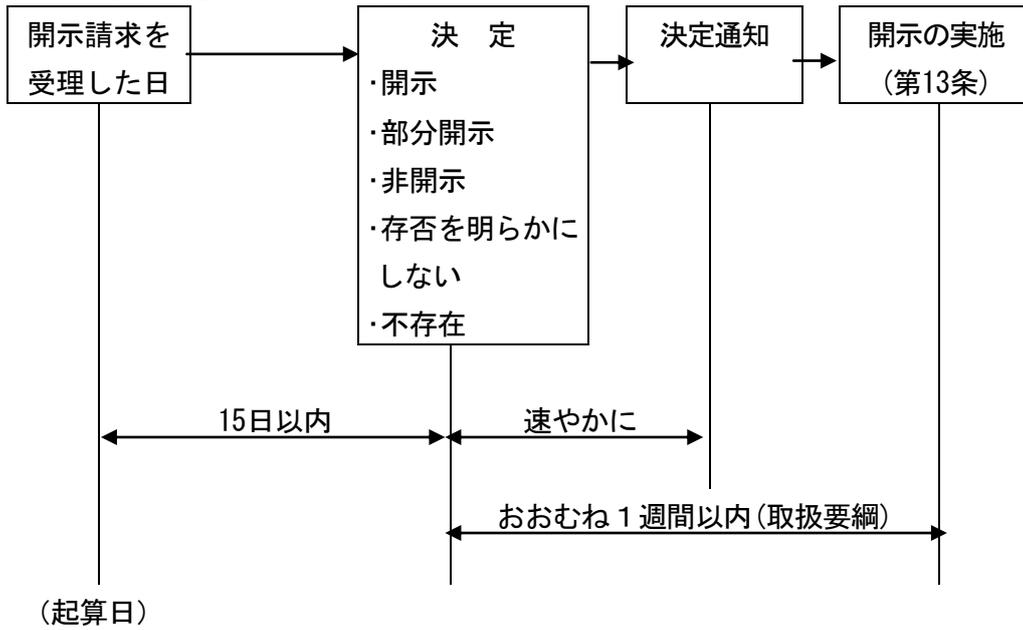
また、複数の理由による場合には、すべてについて記載します。

5 第5項関係（請求の都度の決定）

この項は、一度非開示の決定をした公文書であっても、再度開示請求があったときは、その決定にとらわれず、開示請求の都度、開示するかどうかの判断を行い、非開示とする理由がなくなっていれば開示しなければならない旨の確認規定です。

【事務の流れ】

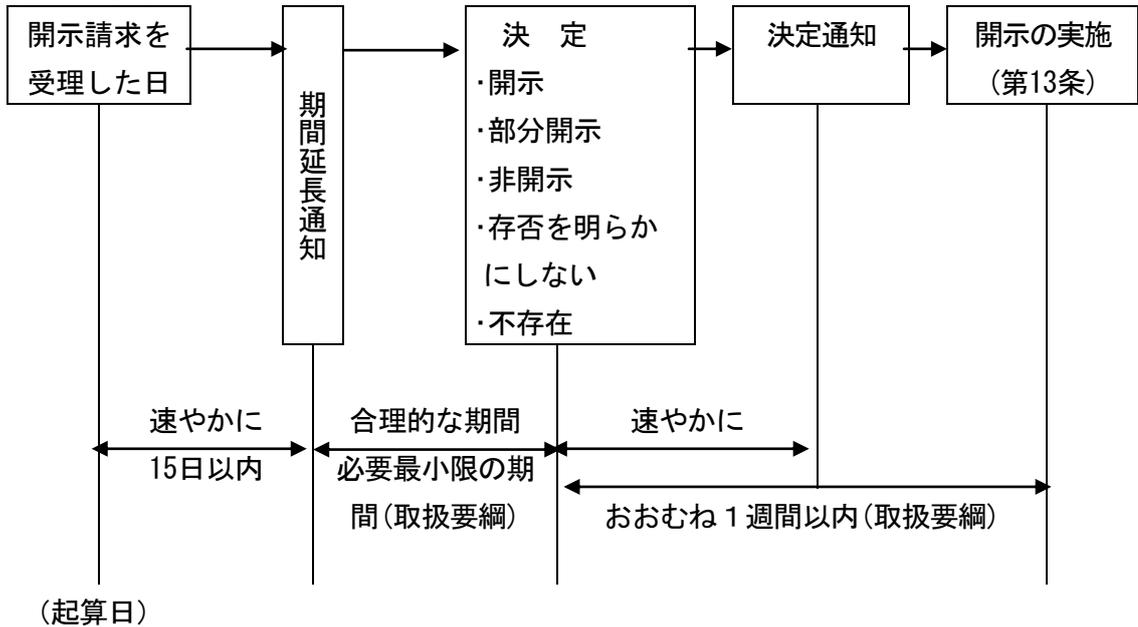
◎ 第2項による期間延長をしない場合



※開示の実施日は、開示請求者と日程調整して決めます。

※開示請求者の了解を得たうえで決定通知と開示の実施を同時に行うこともあります。

◎ 第2項による期間延長をする場合



【参考】

1 各決定通知書等の様式について

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」 → 第4条 決定期間延長通知書等

2 決定に際しての手續について

「高知県公文書開示事務取扱要綱」 → 第6 開示・非開示等の決定

第11条 情報公開システムによる開示請求等

- 第11条 開示請求をしようとするものは、開示請求書に代えて情報公開システム（開示請求及び開示決定等の通知の受領をインターネットを利用して行う情報通信システムをいう。以下この条において同じ。）によりすることができる。
- 2 前項の規定に基づく開示請求は、情報公開システムに備えられたファイルへの記録がされた時に実施機関に到達したものとみなす。
 - 3 実施機関は、第1項の規定に基づく開示請求に対する前条第2項及び第3項の通知を情報公開システムを利用してすることができる。
 - 4 前項の規定に基づく通知は、情報公開システムに備えられたファイルへの記録がされ、その旨が情報公開システムにより開示請求者に送信された後、通常当該通知の出力に要する時間が経過した時に開示請求者に到達したものと推定する。

【趣旨】

この条は、インターネットの普及に対応して開示請求者の利便性を図る観点から、公文書の開示請求をインターネットを利用して行うことができることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（情報公開システムによる開示請求）

この項では、公文書の開示請求に際して、第9条に規定する開示請求書を提出する代わりに、文書情報システムの一環として開発された情報公開システムにより開示請求できることを定めています。

2 第2項関係（開示請求の到達日）

「実施機関に到達したものとみなす」とは、情報公開システムにより行われた開示請求は、ファイルへの記録（情報公開システムの記憶装置「サーバー」への記録）がされたときに実施機関に到達したものとみなし、この記憶装置に記録された日をもって、開示請求を受理した日となることをいいます。

3 第3項関係（開示請求に対する通知）

この項では、実施機関は、第1項の規定に基づく開示請求に対する開示決定等の通知を、開示請求者の希望により、情報公開システムを利用してメール送信により行えることを規定しています。

なお、公文書そのものの開示は、情報公開コーナーにおける閲覧若しくは写し等の交付又は写し等の郵送により行うこととなります。

4 第4項関係（通知の到達日）

この項に規定する「開示請求者に到達したものと推定する」日が、行政不服審査法での「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」となります。

【参考】

1 開示請求の入力について

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第3条 公文書開示請求書

2 開示請求の方法等について

「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第4 情報公開システムによる開示請求の受理手続

第12条 事案の移送

- 第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

この条は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、その実施機関に開示決定等をゆだねるほうが迅速かつ適切に処理できると考えられるので、それぞれの実施機関が協議の上、事案を移送することができることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（移送の協議）

- (1) 「他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるとき」とは、本条で例示された「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る公文書の中の重要な部分が他の実施機関の事務事業に係るものである場合などであって、開示・非開示の判断を他の実施機関にゆだねた方が適当な場合をいいます。

事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を管理している場合に行われるものです。したがって、開示請求を受けた実施機関が、当該開示請求に係る公文書を管理していない場合には、事案の移送の問題は生じません。

- (2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる」とは、単に協議したという事実だけでなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うこととなります。

移送は、行政内部の問題であることから、開示決定等の期限については、当初の開示請求を受け付けた時点から進行します。したがって、移送の協議は速やかに行わなければなりません。

- (3) 「事案を移送した旨を書面により通知」する内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の長の名称及び移送の理由が考えられます。

2 第2項関係（開示決定等）

「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。」とは、開示請求書の補正の求めなど移送をした実施機関がこの条例に基づき移送前にした行為すべてが、移送後は移送を受けた実施機関の行為としてみなされることをいいます。

3 第3項関係（開示の実施）

事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関が、当該開示請求についての開示決定等を行うこととなります。そして、開示決定（開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定）を行ったときは、自らの責任において開示を実施しなければなりません。

この場合において、移送をした（もとの）実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければなりません。例えば、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る公文書を管理していない場合に、当該公文書の写し等を提供したり、原本を貸与したりすることなどが考えられます。

【参考】

1 事案移送通知書の様式について

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第4条の2 事案移送通知書

2 事案の移送の手續について

「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第5 事案の移送

第12条の2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第12条の2 開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第6条第2項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

この条は、公文書管理条例第22条で第三者に対する意見書提出の機会の付与等が規定されたことを踏まえ、条例第10条第5項及び第6項を削除し、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合等において、事前に実施機関が当該第三者等に意見書を提出する機会を与えることについて新たに定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（第三者に関する任意的意見聴取）

- (1) この項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合においては、実施機関が個人や法人等に関する非開示事由該当性について、適正な判断を行うため、当該第三者の意見を聴取することにより、誤った判断を回避するものです。例えば法人等に関する情報の場合、実際には競争上の地位に大きな影響を与える情報であっても、実施機関にはその重要性が判断できず、開示決定（開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定）をしてしまうことなどが考えられるため、非開示事由該当性の判断に当たり、当該第三者の意見を聴取することが望ましい場合があります。
- (2) 第1項の意見書の提出機会の付与は、第三者に対し、開示することを拒否する権利を付与する趣旨ではなく、提出された意見は、参考意見にとどまり、実施機関は、当該意見に拘束されるわけではありません。
- (3) 「第三者に関する情報」は、第三者が識別される情報には限らず、第三者に関連する情

報であれば足りります。

- (4) この項の意見聴取は、第三者への通知方法は限定されておらず、口頭で通知することも可能ですが、意見聴取を行った事実を明確にしておくため書面で通知する運用が望ましいと考えられます。この場合の書面は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条の3第1項に定める別記第9号様式により行われます。
- (5) 「実施機関が定める事項」は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条の3第1項において、次の事項としています。
- ア 開示請求の年月日
 - イ 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - ウ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (6) 第三者に意見書提出の機会が付与されているのは、当該第三者に関する情報が開示されることの賛否についてであり、当該第三者に関連しない情報の利用についてまで意見を述べる機会を付与するものではありません。第三者がどのように意見を述べるべきかについては特段の定めはありませんが、利用をさせることに賛成か、反対か、一部については利用に賛成するのであれば、その部分はどこであるかについては、最低限述べる必要があります。また、賛否の理由についても述べるのが望ましく、必要に応じて当該理由を根拠付ける資料も提出されることが望ましいと考えられます。

2 第2項関係（第三者に関する必要的意見聴取）

- (1) 第2項は、開示請求に係る公文書について、アの公益上の義務的開示を行う場合及びイの公益上の理由による裁量的開示を行う場合には、第三者の利益と公益とを比較衡量した結果、開示することになり、当該第三者の権利利益が侵害されても、優越する公益のために開示することが正当化されます。このような場合には、適正手続の観点から、自己の権利利益を侵害される第三者から事前に意見を聴取することとしています。
- ア 条例第6条第1項第3号本文の「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」を、同号ただし書ア「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため」又は同号イ「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため」に開示しようとする場合
 - イ 開示請求に係る公文書に条例第6条第1項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、条例第6条第2項の規定により当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるとして開示しようとするとき。
- (2) 情報公開条例第6条第3号イの「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であっても、「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は、適正事務手続の観点から意見を聴くべきですが、そもそも「違法又は不当な事業活動」による場合は「正当な利益を害する」に該当せず、当該法人等が情報を開示されることを認めざるを得ない場合も多いと考えられます。本項の義務は開示決定を行う公文書の情報が「正当な利益を害する情報」である場合に限るものです。

(3) 第2項の意見聴取は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条の3第2項に定める別記第10号様式により行われます。

(4) 「実施機関が定める事項」は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条の3第2項において、次の事項としています。

ア 開示請求の年月日

イ 条例第12条の2第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

ウ 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

エ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(4) 「第三者の所在が判明しない場合」は、意見聴取義務が免除されますが、実施機関は、第三者の所在を明らかにするための合理的努力をする必要があります。

3 第3項関係（反対意見書が提出された場合の開示の実施の制限）

(1) この項は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、実施機関が当該公文書の開示決定（開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定）をするときは、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知し、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことを定めたものです。

(2) 「反対の意思を表示した」は、第三者が明示的に開示に反対と述べている場合に限らず、当該第三者が利用させることを望まない意向であることが、当該意見書全体からうかがわれる場合を含みます。

(3) 「開示決定をするとき」は、公文書の一部の開示をする旨の決定を含みますが、意見書を考慮したうえで、部分開示する箇所に当該第三者に関する情報が含まれていない場合は、含まれません。

(4) 「意見書を提出した」は、到達主義を取り、意見書の提出期限までに意見書が実施機関に到達していない場合は、実施機関は当該意見書を参酌する義務を負いませんが、開示決定の前に到達した意見書については、参酌することが望ましいと考えられます。

(5) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」は、この期間に第三者が行政不服審査法に基づく審査請求（同法第25条第2項の執行停止の申立てを含む。）を行ったり、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（同法第25条第2項の執行停止の申立てを含む。）を可能にするものです。当該期間中にこれらの審査請求又は訴訟が提起された場合は、行政不服審査法第25条又は行政事件訴訟法第25条の規定に基づき利用の実施を停止しなければなりません。

なお、当該期間中にこれらの審査請求若しくは訴訟が提起されていなくても、当該期間中にこれらを速やかに行う旨の連絡があった場合は、開示が実施されてしまうと訴えの利益が失われることに鑑み、合理的な期間は、開示の実施を停止する運用が望ましいと考えられます。

(6) この項の通知は、知事が管理する公文書の開示等に関する規則第4条の3第3項に定める別記第11号様式により行われます。

(7) 「直ちに」は、即時にの意であり、遅滞しないように注意しなければなりません。

(8) 「開示決定をした旨及びその理由」は、開示することとした部分のうち、当該第三者に

関する部分で、かつ、当該第三者が反対意見書において開示することに反対した部分についてのみ述べれば足りる。

(9) 「開示を実施する日」は、開示を実施することを予定している日になります。

5 著作権法との関係

著作権法第18条第1項は、著作者人格権の1つとして、著作者がその著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利（公表権）を規定しています。

この公表権については、著作権法第18条第3項第3号において、著作者がその著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合は、条例第10条第3項による開示決定等までに別段の意思表示をした場合を除き、当該著作物を開示決定等により公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなされます。

また、著作権法第18条第4項第4号、第5号及び第6号により、「情報公開条例の規定により地方公共団体の機関」がまだ公表されていない著作物である「条例第6条第1項第3号ア（人の生命、身体又は健康を保護するために開示することが必要である情報）、同項第2号エ（公務員等の職務遂行の内容に関する情報）及び同項第3号ただし書（公益事由から開示する必要がある法人情報）に規定する情報」を公衆に提供し、又は提示するときは、著作権法第18条第1項の公表権の規定が適用されません。

本条第2項及び第3項は、著作権法第18条第4項第3号の「情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第2項及び第3項の規定に相当する規定）に該当するものです。

第13条 開示の実施

第13条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し当該公文書の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定により公文書の開示をするときその他必要があると認めるときは、当該公文書を複写した物を閲覧に供し、若しくはその写し等を交付し、又はその他当該実施機関が定める方法によることができる。

【趣旨】

この条は、公文書の開示を実施する場合の具体的な方法について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（速やかな開示）

(1) 「開示決定」は、「開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定」（第12条第3項）であるため、第7条の規定による部分開示の決定も含まれます。

(2) この規定により、実施機関は、公文書の開示決定をしたときは、速やかに当該公文書の開示をしなければなりません。第12条の2第1項又は第2項の規定により第三者に対する意見書提出の機会を付与し、第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合であって、開示決定をするときは、同条第3項の規定により、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならず、また、反対意見書を提出した第三者に開示決定後直ちに通知をしなければなりません。これは、当該第三者の争訟の手續（審査請求や行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（これらに係る執行停止の申立てを含む。））をするために必要な期間を確保することを考慮したものです。

2 第2項関係（開示の方法）

(1) この項は、公文書の開示の方法を公文書の原本を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うことを定めたものです。

また、電磁的記録については、視聴及び磁気媒体による写し等の交付など実施機関が定める方法により開示することとします。

なお、公文書の貸出は、紛失、汚損又は破損のおそれがあること、また、事務執行上にも支障を来すおそれがあることから行いません。

(2) 写し等（乾式複写機による複写だけでなく、その他の機器により電磁的記録媒体等に複写した物も含まれます。）の交付は、開示場所において、開示請求者に写し等を手渡すことが原則ですが、開示請求者が郵送による写し等の交付を求めるときは、可能な限りこれに応ずるものとします。

3 第3項関係（写しによる開示）

(1) 「公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき」とは、開示がしばしば予想される公文書及び長期保存とされている公文書などについて、原本を開示することが公文書の汚損又は破損につながるおそれがある場合をいいます。

- (2) 「その他必要があると認めるとき」とは、次のような場合をいいます。
- ア 日常業務に常時使用されている公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生じ、行政の円滑な執行が確保できなくなる場合
 - イ 歴史的、文化的価値がある公文書で、特に慎重な取扱いを要する場合
 - ウ 他の公文書とともに一つのものに製本され、取り外すことが困難な場合
 - エ その他公文書の管理上相当な理由がある場合
- (3) 「その他当該実施機関が定める方法」とは、開示の方法について、複写した物の閲覧、若しくはその写し等の交付によらない方法で必要がある場合に、実施機関が規則等で定めるものです。

【参考】

開示の方法について

- 1 「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第5条 公文書の開示の方法等 及び 第6条 電磁的記録の開示の方法
- 2 「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第8 公文書の開示

第14条 費用負担

第14条 前条第2項の規定により公文書の写し等の交付を受けるもの（同条第3項の規定により公文書を複写した物の写し等の交付を受けるものを含む。）は、当該写し等の交付に要する費用として知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める額を負担しなければならない。ただし、知事及び公営企業管理者が別に定める場合は、この限りでない。

【趣旨】

この条は、写し等の交付に要する費用を開示請求者の負担とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「写し等の交付に要する費用」とは、公文書の写し等の作成に要する費用及び公文書の写し等の送付に要する郵便料金をいいます。
- 2 具体的な費用の額は、別に実施機関が規則等で定める額によるものとします。
- 3 費用の徴収については、次によります。
 - (1) 費用は、現金又は納入通知書等により徴収します。
 - (2) 費用の徴収事務は、公安委員会、警察本部長、公営企業局及び県が設立した地方独立行政法人を除き、情報公開コーナーにおいて行います。
- 4 この費用は、性質上、写し等の交付を受ける都度負担しなければなりません。ただし、次の5の場合は除きます。
- 5 「知事及び公営企業管理者が別に定める場合」とは、開示請求者がいったん部分開示による写し等の交付を受けた後に、審査請求を経て、改めて開示する範囲を広げた写し等の交付を受ける場合をいい、このときには再交付に要する費用を負担する必要はありません。

なお、原決定が非開示などで写し等の交付を受けていなかった場合に、審査請求を経て、初めて写し等の交付を受けるときには、その費用を負担することとなります。

【参考】

- 1 費用の額等について
「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第8条 公文書の写し等の交付に要する費用の額等 及び 別表
- 2 費用徴収の手続について
「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第8 公文書の開示→ 3 費用の徴収事務

第15条 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

第15条 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

この条は、県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができることを定めたものです。

【参考】

地方独立行政法人の設置状況（令和2年4月1日現在）

- ・高知県公立大学法人

第15条の2 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

この条は、行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づき、審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする特別の定めを設けるものです。

【解釈及び運用】

- 1 行政不服審査法第9条は、審理の公正性・透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの同法の目的を達成するため、処分に関する手続に参与していない等一定の要件を満たす審理員が同法第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うことを規定するものです。
- 2 また、同条第1項ただし書において、条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることとしています。これは、条例に基づく処分に対する審査請求の審理について、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されている場合、それらの手続により、すでに裁決の客観性・公正性が確保されており、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられるからです。
- 3 本県では、これまで、開示決定等について不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、高知県公文書開示審査会に諮問しなければならないとされており、同審査会は、情報公開制度について学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を背景として、客観的で公正な実質的審理を行っており、新たに審理員制度を導入する必要性は低いと考えられることから、審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定を置くものです。
- 4 なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）においては、行政不服審査法第9条のほか、第2章第3節に規定する審理手続全体を適用除外としていますが、条例に基づく処分について条例で行政不服審査法第9条第1項の「特別の定め」を設ける場合については、同条第3項の規定により、同項（行政不服審査法別表第1）において読み替える第2章第3節の規定が適用されることとなります。

第15条の3 公文書開示審査会への諮問

第15条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第16条第1項の規定により置かれる高知県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

この条は、実施機関が行った開示決定等又は実施機関の不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の高知県公文書開示審査会への諮問手続について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（審査会への諮問）

- (1) 「審査請求があったとき」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、開示決定に対して公文書に記録されている第三者が審査請求を行った場合をいいます。
- (2) 審査会は、知事の附属機関として設置するものですが、「実施機関は、・・・諮問しなければならない」と規定しているように、知事はもとより、知事以外の実施機関においても審査会に諮問しなければならないと規定しているように、また、直接諮問することができるものです。
- (3) 審査会は、附属機関としての性格上、決定権を有せず、その判断に法的拘束力は生じませんが、審査会の制度上の設置目的からして、実施機関は、審査会の答申を尊重して審査請求についての裁決を行わなければなりません。
- (4) 本項第1号は、審査請求期間経過後の審査請求等、不適法なものについては、審査会において本案審査を行う余地がないことから、諮問を要しないこととしたものです。
具体的には、次のような場合が考えられます。
ア 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条）の経過後にされたものであるとき。

- イ 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。
 - ウ 審査請求人適格のない者からの審査請求であるとき。
 - エ 審査請求の対象とされた開示決定等の処分がはじめてから存在しなかったとき。
 - オ 審査請求書の記載の不備等について、審査庁が補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第23条）。
- (5) 本項第2号は、審査請求人が開示請求者の場合で、裁決により審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開するときは、審査会の審査を経るまでもないため、諮問を要しないこととしたものです。ただし、第三者から反対意見書が提出されているときは、諮問を要することとなります。

2 第2項関係（弁明書の添付）

条例に基づく処分について条例で行政不服審査法第9条第1項の「特別の定め」を設ける場合については、同条第3項において読み替える第2章第3節の審理手続に関する規定が適用され、同法第24条の規定により審理手続を経ないで却下する場合を除き、「審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するもの」とされ（同法第9条第3項において読み替えて適用される第29条第2項）、この弁明書は審査請求人及び参加人に送付されることとなります。（同条第5項）。そのため、審査会における調査審議においても、これを処分庁等の主張書面として活用することが効率的であると考えられることから、諮問の際に弁明書の写しの添付を義務付けるものです。

なお、行政不服審査法第30条第1項の「審査請求人は、前条第5項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる」との規定及び行政不服審査法第30条第2項の「参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第40条及び第42条第1項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる」との規定により、審査請求人及び参加人はそれぞれ審査庁に反論書及び意見書を提出することができることから、審査庁から審査会への諮問の際には反論書及び意見書を添付するものとします。

3 第3項関係（諮問の通知）

- (1) 通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者及び反対意見書を提出した第三者）です。
 - (2) 「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求をした者をいいます。審査請求人には、開示請求者本人のほか、開示請求者への開示決定に対して自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれることに留意する必要があります。
 - (3) 「参加人」とは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される第13条第1項
- 又は
- 第2項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加した者をいいます。
- (4) 本項第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものです。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることとなりますが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものです。

(5) 本項第3号は、審査請求に係る公文書の開示について反対意見を提出した第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものです。なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく当該第三者に関する情報を非開示とする決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられますが、審査庁が当該第三者の存在を把握しているときは、当該第三者に参加人として参加する機会を与えることが適当であると考えられます。

【参考】

審査請求があった場合の手續について

- 1 「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第9条 公文書開示審査会諮問通知書
- 2 「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第9 審査請求があった場合の取扱い

第15条の4 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第15条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、裁決の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当該実施機関は、裁決後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨】

この条は、実施機関が行った開示決定(開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定)について、第三者から審査請求があり、それを却下又は棄却する裁決を行う場合と、第三者の意思に反し、当該審査請求に係る公文書を開示請求者に開示する旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を確保することを目的として、開示請求者に対する公文書の開示の実施及び第三者への通知について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 本条各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は開示請求者に対し、開示請求に係る公文書の開示を実施するまでに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、反対意見書を提出した第三者に裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければなりません。
- 2 第1号は、開示決定について第三者から審査請求があり、それを不適法であり却下するとき又は審査会への諮問手続を経て当該第三者の審査請求を棄却する裁決を行うときを指します。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、非開示決定や部分開示決定などを受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益を害されることになる者も行うことができると考えられます。逆に、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになると考えられますが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求人適格を有しないことなどを理由にした却下も対象になりません。
- 3 第2号は、審査請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書の開示決定等について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示する旨の裁決を行うときを指します。

第16条 公文書開示審査会

- 第16条 第15条の3第1項の規定による諮問に応じて審査を行うため、高知県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書開示制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、委員10人以内で組織する。
 - 4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 審査会は、第15条の3第1項の規定による諮問があったときは、当該諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
 - 8 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
 - 9 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 10 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

【趣旨】

この条は、知事の附属機関としての高知県公文書開示審査会の設置とその組織及び委員の罷免等について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第2項関係（建議機能）

第2項の「公文書開示制度の運営に関する重要事項」とは、公文書開示制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的な推進を図るために必要な事項等を行います。

2 第7項関係（標準審理期間）

行政不服審査法第16条においては、審査請求の審理期間の目安として、標準審理期間を定めるよう努めることとされています。

実施機関が行った開示決定等又は実施機関の不作为に対する審査請求は審査会への諮問が義務付けられていることから、裁決には審査会の答申を待つ必要があります。このため、審査会への諮問があった日から答申までの審査期間の目安として標準期間を設定したものです。

3 第9項関係（守秘義務）

審査会の委員は、地方公務員法上特別職に属する公務員であり、同法による守秘義務を負いませんが、審査会の機能に照らして、この項では審査会の委員に対し守秘義務を課しています。なお、委員の守秘義務違反への罰則については、条例第24条に規定されています。

【参考】

審査会に係る諸規定について

- ・「高知県公文書開示審査会規則」
- ・「高知県公文書開示審査会審査要領」

第16条の2 審査会の調査権限

第16条の2 審査会は、必要があると認めるときは、第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当であると認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

この条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、審査に必要な資料の提出、意見の陳述を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めています。

【解釈及び運用】

1 第1項及び第2項関係（インカメラ審理）

この項では、審査会において、実施機関の開示・非開示等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断するために、決定に係る公文書を実際に見分することができる、いわゆるインカメラ審理を行えることを規定しています。

この場合の「必要があると認めるとき」とは、決定に係る公文書に記録されている情報の性質、事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味します。

通常の場合には、審査会は、開示決定等に係る公文書を直接見分したうえで判断することとなりますが、これらの公文書に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきものでないものなど、特別な配慮を必要とするものがあり得ます。このような場合には、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、第4項に規定する方法による調査を十分に行ったうえで、当該公文書の提示を求める必要性について判断することとなります。

なお、この審査会による見分は審査会の委員限りで行われ、審査請求人をはじめ他の何人も、審査会に対して提示された公文書の開示を求めることはできません。

2 第3項関係（ヴォーン・インデックス）

「公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理し

た資料」とは、一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指します。

審査会の審査に際して、特に文書量又は情報量が多く、複数の非開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、非開示（特に部分開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するため、審査会は実施機関に対して、非開示の公文書と非開示理由とを一定の方式で分類、整理した書類（ヴォーン・インデックス）を作成し、提出することを求めることができます。

この項における「必要があると認めるとき」とは、文書量等が多く、複数の非開示情報の規定が複雑に関係するような場合や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい場合などが考えられますが、この項は、決定に係る公文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められません。

3 第4項関係（意見書又は資料提出要求等）

(1) この項では、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査に必要な情報を十分に入手できるよう、審査請求人や諮問実施機関の職員等から意見を聴いたり、資料の提出を求めることができることを定めています。

また、この項が、開示決定等に係る公文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められません。

(2) 「**適当であると認める者**」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、審査の対象となっている事項について直接利害関係のない専門的知識又は経験を有する者等をいいます。

(3) 「**その知っている事実**」とは、「**適当と認める者**」が自ら直接見聞した事実であって、その者の持つ意見ではありません。

(4) 「**鑑定**」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論をいいます。なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられます。また、審査請求人等が提出又は提示した意見書又は資料の情報、行った説明の内容について、審査請求人等から、特別の配慮を払う必要がある性質の情報が含まれていることを理由として、委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があったときは、審査会は、当該意見に従う必要がないことが明らかである場合を除き、それらの情報や説明内容が委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきです。

(5) 「**その他必要な調査**」とは、審査会が適正な判断を行うために必要と認めた調査であり、実地調査等が考えられます。

第16条の3 意見の陳述

第16条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見の陳述をする場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

この条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（意見陳述の機会の確保）

審査請求の審理の方式は書面審理が原則で、前条の規定により審査会において適切な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、本項において審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定するものです。

「ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人又は参加人の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の開示・非開示等の判断の先例が確立しているときなどは、案件の迅速な解決と審査会全体の審査の効率化の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないとしているものです。

2 第2項関係（補佐人の出頭）

この項でいう補佐人は、行政不服審査法第31条第3項に規定する補佐人と同義であり、専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者を指します。

補佐人とともに出頭するためには審査会の許可が必要になるため、口頭意見陳述の申立てをするときから意見陳述を行うまでの間に許可を申請しなければなりません。

【参考】

審査会の意見聴取等について

「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第9 審査請求があった場合の取扱い → 8 審査会の意見聴取等への対応 及び 9 審査会の審議及び答申

第16条の4 意見書等の提出

第16条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

この条は、審査請求に係る審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関）の審査会への意見書又は資料の提出について定めたものです。

【解釈及び運用】

この条における「意見書」は、審査請求に当たって審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関）の意見を記載した文書（参加人が提出した意見書に限らない。）を指し、「資料」は、意見書又は口頭意見陳述の内容を裏付ける文書等を指します。

意見書又は資料の提出時期については、遅延防止の観点から、いつ提出してもよいということではなく、審査会が意見書等の提出期限を定めるときは、その期限内に提出しなければならないとしています。そのため、当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができます。

「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間です。

第16条の5 委員による調査手続

第16条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第16条の2第1項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第16条の3第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

この条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることについて定めたものです。

【解釈及び運用】

審査会の調査権限については条例第16条の2で規定されていますが、すべての調査などを合議体である審査会の会議において行うのは非効率的であり、審査の迅速性を確保するためには、案件の審議に当たる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審査を行うことが適切な場合があります。このため、本条では審査会がある必要があるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることができることとしています。

また、本条の規定を活用することにより、地方での案件の実情に即して、委員が地方に赴いて調査や意見聴取を行うなどの対応が可能になります。

第16条の6 提出資料の写しの送付等

第16条の6 審査会は、第16条の2第3項若しくは第4項又は第16条の4の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定に基づく閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定に基づく閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

この条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的に、意見書等が審査会に提出されたときに、その写しを審査会が提出者以外の審査請求人等に送付することと、審査請求人等が審査会に提出された資料の閲覧の求めができることについて定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項及び第2項関係（意見書等の写しの送付及び閲覧）

「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、意見書等の提出者を除く審査請求人等に対し、プライバシーを侵害したり、営業秘密を露顕させたりするおそれがあると認められるときなどを指し、「その他正当な理由があるとき」とは、行政上の秘密を守る必要がある場合のほか、閲覧請求が権利濫用に当たる場合も含みます。

2 第3項関係（提出者からの意見聴取）

提出者以外の審査請求人等に対して意見書等の写しを送付するときや閲覧の求めがあったときは、その全てを閲覧請求者に開示するとは限らず、一部又は全部を開示しないことが考えられ、第三者保護の観点から、閲覧請求の対象となった意見書等の提出者に対して事前に意見を聴くことを規定しています。なお、この規定は、意見を聴いた提出者に対し、意見書等の開示・非開示の同意権を与えたものではありません。

ただし書は、閲覧請求者自身が提出したものである場合や開示・非開示の判断を容易に行うことができる場合その他閲覧請求者に対して意見書等を開示しても当該意見書等の提出者の

権利利益を害するおそれがないと認められる場合が考えられます。

3 第4項関係（閲覧の日時等の指定）

審査会の調査審議に支障が生じないように、審査会は閲覧の日時及び場所を指定することができます。この指定に関しては、前項に規定する意見聴取や閲覧の諾否の判断に要す期間等も考慮されることとなります。

第16条の7 調査審議手続の非公開

第16条の7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

この条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることについて定めたものです。

【解釈及び運用】

審査会の調査審議は、主として実施機関が行った公文書の開示決定等の判断に関して行われるものであり、インカメラ審理により、非開示決定がされた文書も必要に応じて実際に見分して調査審議を行うことなどから、調査審議手続を公開することによって非開示情報が公になるおそれがあり、公開にはなじまないため、非公開としています。また、審査会の調査審議は審査請求人等の当事者の出席のもとに審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしています。審査会の説明責任については、次条の規定により答申の内容を公表することを通じて担保されるものと考えられます。

第16条の8 答申書の送付等

第16条の8 審査会は、第15条の3第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

この条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表することについて定めたものです。

【解釈及び運用】

答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、審査庁である実施機関に答申書が送付されるのは当然のことで、条例第15条の3第1項各号の規定に該当する場合を除き、審査庁である実施機関は、審査会の答申を受け、それを尊重して開示決定等又は不作為についての審査請求に対する裁決を行うこととなります。そして、審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付についても、当該裁決に不服があるため訴訟を提起する際の資料となり得ることを鑑み、審査庁である実施機関への送付から遅滞なく送付することとしています。

また、審査会の答申の内容は、審査会の説明責任の観点から公表することを義務付けています。「答申の内容」としているのは、答申書には審査請求人の氏名等一般に公表することが適当でない部分が含まれていることから、公表に当たって当該部分を除く必要があるためです。

第16条の9 規則への委任

第16条の9 第16条（第1項を除く。）から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条は、審査会の組織及び運営に関する事項について、この条例に規定するもの以外に必要なものについては規則で定めることとするものです。

【解釈及び運用】

規則において定めるものは、委員の定数や合議体としての判断を行うに当たっての定足数や議決方法などが挙げられます。

第17条 他の制度との調整

第17条 法令等の規定により、実施機関に対して閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができる公文書については、第13条第2項の規定にかかわらず、当該公文書については、同一の方法による開示を行わない。

2 この条例の規定は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

【趣旨】

この条は、この条例と他の法令等による制度との調整について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（閲覧等の規定のある公文書）

- (1) この項は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧等を求めることができる場合は、この条例に基づく公文書の開示の規定は適用せず、法令又は他の条例の定めるところによることとするものです。
- (2) 法令等に基づき、公文書の閲覧等が定められているものとしては、例えば次のようなものがあります。

ア 閲覧等の方法を定めているもの

- (ア) 浄化槽工事業者登録簿の閲覧
(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第7条)
- (イ) 貸金業者登録簿の閲覧（貸金業法第9条）
- (ウ) 登録電気工事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付
(電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条)
- (エ) 旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿の閲覧（旅行業法第21条）
- (オ) 土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧（土地改良法第8条第6項）
- (カ) 免許漁業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は免許漁業原簿若しくはその附属書類の閲覧（漁業登録令第10条）
- (キ) 海区漁業調整委員会議事録の縦覧（漁業法第101条第4項）
- (ク) 内水面漁場管理委員会議事録の縦覧（漁業法第132条）
- (ケ) 一般建設業許可に係る申請書類及び変更等の届出書類の閲覧（建設業法第13条）
- (コ) 道路台帳の閲覧（道路法第28条第3項）
- (サ) 道路の区域の決定及び供用の開始等に関する図面の縦覧（道路法第18条）
- (シ) 県道の路線認定図面の縦覧（道路法施行規則第1条第2項）
- (ス) 測量業者登録簿等の閲覧（測量法第55条の12第1項）
- (セ) 建築計画概要書に関する図書の閲覧（建築基準法第93条の2）
- (ソ) 建築士事務所登録簿等の閲覧（建築士法第23条の9）
- (タ) 都市計画決定図書の縦覧（都市計画法第20条第2項）
- (チ) 開発登録簿の閲覧及び写しの交付（都市計画法第47条第5項）
- (ツ) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧（宅地建物取引業法第10条）
- (テ) 不動産鑑定業者登録簿等の閲覧（不動産の鑑定評価に関する法律第31条）

- (ト) 国土調査の成果の写しの閲覧 (国土調査法第21条第2項)
- (ナ) 解体工事業者登録簿の閲覧 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条)
- (ニ) 医療法人事業報告書等の閲覧 (医療法第52条第2項)
- (ヌ) 特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧及び謄写 (高知県特定非営利活動促進法施行条例第13条)

イ 請求者を限定しているもの

- (ア) 処分庁から提出された書類その他物件の閲覧 (行政不服審査法第38条第1項・・・審査請求人又は参加人を対象)
- (イ) 公害審査会の事件の記録の閲覧 (公害紛争処理法施行令第15条の3・・・当事者を対象)
- (ウ) 漁港台帳の閲覧 (漁港漁場整備法施行規則第10条・・・関係者を対象)
- (エ) 漁港整備財産台帳等の閲覧 (漁港漁場整備法施行令第18条・・・利害関係者を対象)
- (オ) 簿書の閲覧及び謄写 (土地区画整理法第84条第2項・・・利害関係者を対象)
- (カ) 市街地再開発事業に関する簿書の閲覧 (都市再開発法第134条第2項・・・利害関係者を対象)
- (キ) 保管車両一覧簿及び保管工作物等一覧簿の閲覧 (道路交通法施行令第16条第2号及び第29条第3号・・・関係者を対象)

ウ 閲覧等の期間を限定しているもの

- (ア) 土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧 (土地改良法第8条第6項・・・20日以上相当期間)
- (イ) 指定漁船調書の縦覧 (漁船損害等補償法施行令第5条第3項・・・公示の日から起算して15日間)
- (ウ) 都市計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項・・・公告の日から2週間)
- (エ) 県施行の区画整理事業計画の決定、同変更の縦覧 (土地区画整理法第55条第1項及び第13項・・・2週間)
- (オ) 公有水面埋立法の出願事項の縦覧 (公有水面埋立法第3条第1項・・・告示の日から起算して3週間)

エ 対象公文書の範囲を限定しているもの

- (ア) 登録電気工事業者登録簿の閲覧及び謄本の交付 (電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条・・・主任電気工事士の履歴書、実務経験証明書等の登録申請に関する添付書類は閲覧及び謄本の交付の対象外)
- (イ) 公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧 (公職選挙法第192条第4項・・・領収書の写し、その他の支出を証すべき書面等の報告書の添付書類は閲覧の対象外)
- (ウ) 政治団体等の収支報告書等の閲覧及び写しの交付 (政治資金規正法第20条の2第2項・・・領収書の写しは閲覧及び写しの交付の対象外)

(3) 法令等に基づき公文書の閲覧等が定められている場合であっても、次のような請求があったときは、この条例が適用されることになります。

ア 法令等が請求者を限定している場合において、当該請求者以外のものから公文書の開示請求があったとき。

イ 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間以外に公文書の開示請求があったとき。

ウ 法令等が閲覧等の対象公文書の範囲を限定している場合において、当該公文書以外のものに対する開示請求があったとき。

エ 法令等が閲覧等又は縦覧等の手続についてのみ定めている場合において、公文書の写しの交付の請求があったとき。

なお、これらの場合、開示するかどうかの判断に当たっては、当該法令等の趣旨を十分検討するものとします。

2 第2項関係（刑事訴訟に関する書類及び押収物）

刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続の一つである捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所によって図られるべきものです。

刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方、被告事件終結後は、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法によって、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められています。

このようなことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の制定に際して刑事訴訟法に新たに第53条の2が設けられて、訴訟に関する書類及び押収物については行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないとされており、この条例においても、刑事訴訟に関する書類及び押収物については適用しないこととするものです。

なお、これまで第2項で県立図書館等で県民の利用に供している公文書についての規定がありました。公文書管理条例附則第10項で条例第2条第2項（公文書の定義）を公文書管理条例第2条第2項を引用するよう改正し、同項第3号の「博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、かつ、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの」を公文書に該当しないこととしていることから、条例第17条第2項を削除し、第3項を第2項に繰り上げています（2～6ページ参照）。

第18条 運用状況の公表

第18条 知事は、毎年1回、実施機関における公文書の開示の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣旨】

この条は、公文書開示の運用状況の公表について定めたものであり、公表することにより、公文書開示制度の健全な発展を図ろうというものです。

【解釈及び運用】

- 1 知事は、毎年度初めに、前年度の運用状況を取りまとめ、高知県公報に登載して公表するものとします。
- 2 公表する事項は、次のとおりとします。
 - (1) 公文書の開示の請求件数
 - (2) 公文書の開示、部分開示、非開示等の決定件数
 - (3) 審査請求の件数
 - (4) 審査請求の処理件数
 - (5) その他必要な事項

【参考】

- 1 運用状況の公表について
「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」→ 第10条 運用状況の公表
- 2 公表する事項等について
「高知県公文書開示事務取扱要綱」→ 第11 運用状況の公表

第19条 情報提供施策の充実

第19条 県は、公文書の開示のほか、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

この条は、情報公開の総合的な推進に関する県の努力義務について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 公文書の開示制度は、情報公開制度の中で県民の知る権利を保障する重要な役割を果たしていますが、県民から開示請求がなされない限り情報が開示されないこと、また、開示請求者にしか開示されないことなどから、多くの県民の情報ニーズに的確にこたえるためには、公文書開示制度だけでは必ずしも十分ではありません。

県民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた県政を進める観点からも、公文書開示制度のほか、県が行う様々な情報提供の施策を充実させ、「**情報公開の総合的な推進**」に努める必要があります。

- 2 「**情報提供施策**」とは、法的な実施義務の有無又は県民からの請求の有無にかかわらず、県が保有する情報を積極的に提供・公表する施策をいいます。

直接には、情報の任意的又は義務的公表、適宜の情報提供、会議の公開を指しますが、広い意味では、様々な広報活動や報道機関への情報提供など、県政に関する情報を提供するためのすべての施策、活動を含みます。

【参考】

「審査会等の会議の公開に関する指針」（県ホームページに掲載）

「情報の公表及び提供の推進に関する指針」（県ホームページに掲載）

第20条 情報の収集等

第20条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握し、積極的に収集するとともに、その管理に努めるものとする。

2 県は、その保有する情報を広く県民の利用に供するため、正確で分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

この条は、県民の求める情報の収集、管理及び県民に必要な情報の提供を行う旨の県の責務を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

1 情報の収集等

「県民が必要とする情報を的確に把握し、積極的に収集する」とは、県民が必要とする情報を、県政モニター制度をはじめとする様々な方法で的確にとらえるとともに、「知事への手紙」や各所属に対する要望、陳情、苦情、相談など日常業務の中からも的確に把握し、積極的に収集することをいいます。

2 情報の提供

「正確で分かりやすい情報の提供に努める」とは、情報の内容を質的に向上させるだけでなく、情報提供の方法に関しても、広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の活用、行政資料の刊行・配布等、多様な媒体や方法の中から効果的なものを工夫、選択し、県民にとって正確で分かりやすい情報が得られるよう努めることをいいます。

なお、特にインターネットについては、県民が県の情報を容易に入手することができる媒体として、今後積極的に活用する必要があります。

また、県民室においては、配架する行政資料に加えて各課室が提供する情報の一層の充実を図り、県政情報を総合的に提供するものとします。

この方針に従い、「情報の公表及び提供の推進に関する指針」を平成15年8月1日から施行しています。

第21条 公社等の情報公開等

第21条 県は、公社等に対して有する調査権等に基づき、公社等の情報の積極的な収集に努めなければならない。

2 公社等は、この条例の趣旨にのっとり、自ら積極的な情報公開に努めなければならない。

【趣旨】

この条は、県の住宅供給公社、道路公社及び土地開発公社並びに県が出資金、基本金等の4分の1以上を出資する法人の、情報公開への自主的な取り組みに対する努力義務を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 公社等の情報の収集

(1) 「公社等」とは、この条例の第6条第1項第2号ウ(ウ)で定義されているように、地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人であって、住宅供給公社、道路公社及び土地開発公社並びに県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している一般社団法人、一般財団法人並びに株式会社をいいます。

(2) 「公社等に対して有する調査権等」とは、地方自治法第221条第3項に規定する知事の調査権、地方住宅供給公社法等の特別法に基づく指導監督権限、その他当該法人等の設置の根拠となる法律上の監督権限などをいいます。

(3) 「公社等の情報の積極的な収集に努めなければならない」とは、法令等の規定により公社等から県に対して提出が義務付けられている書類を適切に収集することは当然のこと、それ以外にも、県が公社等に対して指導や調査などを行ったときは、必要な関係書類を適切に収集するように努めなければならないということです。

しかしながら、この規定は、実施機関に対し公社等の文書の開示請求があったときに、当該文書を新たに公社等から収集することまでも義務付けるものではありません。

2 公社等による情報公開

公社等は、県とは別個の独立した法人であって、この条例における実施機関とすることは適当ではありませんが、公社等の事業内容は、県の行政と密接な関連を有し、県が行うべき事務又は事業の補完や代替的役割を果たしていることから、高い公益性が認められます。

したがって、この項では、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的としたこの条例の趣旨にのっとり、公社等が情報公開の制度化に自主的に取り組むよう努力義務を課したものです。

なお、公社等以外の、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資する外郭団体においても、県が参考として提示した要綱準則等をもとに必要な諸規定を整備するなど、自主的な情報公開の取り組みが順次行われています。

【参考】

- ・「〇〇公社情報公開要綱準則」
- ・「〇〇公社情報公開事務取扱要領準則」
- ・「公社等情報公開委員会設置要綱」

第22条 指定管理者の情報公開等

第22条 県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）に対して有する調査権等に基づき、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、情報の積極的な収集に努めなければならない。

2 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、前項の業務に関し、自ら積極的な情報公開に努めなければならない。

【趣旨】

この条は、公の施設に対して指定管理者が行う管理業務に関して、県の責務及び指定管理者の情報公開への自主的な取り組みに対する努力義務を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 指定管理者の情報の収集

- (1) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に規定する県が指定した法人その他の団体をいいます。
- (2) 「指定管理者に対して有する調査権等」とは、地方自治法第244条の2第10項に規定する知事等が指定管理者に対して行う業務等に関する報告を求める権限、実地調査の権限又は必要な指示を行う権限などをいいます。
- (3) 「情報の積極的な収集に努めなければならない」とは、法令等の規定により指定管理者から県に対して提出が義務付けられている書類を適切に収集することは当然のこと、それ以外にも、県が指定管理者に対して指導や調査などを行ったときは、必要な関係書類を適切に収集するよう努力義務を定めたものです。

2 指定管理者による情報公開

指定管理者は、県とは別個の独立した法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）ですが、指定管理者の行う業務内容が公の施設を管理することとなるため、その情報については県と同様の取扱いをすべきものとして、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的としたこの条例の趣旨にのっとり、指定管理者が情報公開の制度化に自主的に取り組むよう努力義務を課したものです。

第23条 委任

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

この条は、条例の施行に関し必要な事項を定めることについて各実施機関に委任したものです。

【参考】

- ・「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」
- ・「高知県公文書開示事務取扱要綱」

第24条 罰則

第24条 第16条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

この条は、公文書開示審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものです。

【解釈及び運用】

公文書開示審査会の委員は、地方公務員法上、特別職とされているため、地方公務員法に規定する守秘義務（第34条）及び守秘義務違反に対する罰則（第60条）の規定は適用されません。

第16条の2第1項では、審査会は諮問実施機関に対し開示決定等に係る公文書の提示を求めることができ、同条第2項では、諮問実施機関はこれを拒めないこととなっていることから、第16条第9項において審査会の委員に守秘義務が課せられています。

この条はこの守秘義務を担保するため、違反した場合には罰則を課すこととしたものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成2年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成2年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であって、令和2年3月31日において保存期間が永年と定められていたもの

3 議会が管理している公文書については、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについて適用する。

(1) 平成11年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成11年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であって、保存期間が永年と定められているもの

4 公安委員会及び警察本部長が管理している公文書については、附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについて適用する。

(1) 平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 平成13年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であって、令和2年3月31日において保存期間が永年と定められていたもの

5 第24条の規定は、平成13年4月1日において既に審査会の委員を退いている者（同日以後再び審査会の委員に任命される者を除く。）については、適用しない。

6 略

【趣旨】

附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものです。

附則第2項、第3項及び第4項は、公文書開示制度が適用される公文書の範囲について定めたものです。

第5項では、公文書開示審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定の適用除外について定めています。

なお、公文書管理条例附則第10項で附則第2項、第4項及び第5項を改正しています（84～86ページ参照）。

附 則（平成7年10月13日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に公文書の開示の請求をしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

3 略

【趣旨】

附則第1項は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。

この時の改正は、公文書開示手数料を無料とするとともに、公文書の写しの交付に要する費用の負担に関する規定を設けたものであり、附則第2項はこのことに伴う経過措置を定めています。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。

この時には、

- 1 条例の目的に県民の「知る権利」を明記
- 2 「何人」にも請求権を認める。
- 3 職務遂行に係る公務員の職・氏名を開示
- 4 県等の事務事業情報については、「支障を生ずることが客観的に明白なものに限定して非開示とする。」などの大幅な改正が行われています。

附 則（平成10年10月20日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。この改正で、議会が実施機関に加わりました。

附 則（平成11年12月27日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知県情報公開条例第6条第6号ウの規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

【趣旨】

附則第1項は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」の施行期日を定めたものです。

附則第2項では、同条例による改正後の高知県情報公開条例第6条第6号（事務事業に関する情報）ウが適用される公文書の範囲について定めています（26～30ページ参照）。

附 則（平成12年7月14日条例第69号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第6条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の施行期日を定めたものです。

附 則（平成13年3月27日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から、第3条の規定及び附則第2項の規定は平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の高知県情報公開条例第11条の規定は、公安委員会及び警察本部長が情報公開システムを導入するまでの間、公安委員会及び警察本部長が管理している公文書の開示については、適用しない。

【趣旨】

附則第1項は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。

改正後の条例は、平成13年4月1日から施行されますが、電磁的記録については、平成13年4月1日から起算して1年を越えない範囲内の規則で定める日から条例の対象とし（注：電磁的記録は、平成13年10月1日から条例の対象となりました。）、また、公安委員会及び警察本部長は平成14年4月1日から実施機関に加わることをしています。

附則第2項では、情報公開システムによる開示請求等の規定は、公安委員会及び警察本部長については、このシステムが導入されるまでの間、適用しないこととしています。

附 則（平成14年3月29日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に請求のあった公文書の開示については、なお従前の例による。

【趣旨】

附則第1項は、「高知県情報公開条例等の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。

附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものであり、平成14年3月31日以前に開示請求があった公文書の開示に関しては、従前の例によることとしています。

なお、この条例の施行前は、公文書を作成し、又は取得した時期によって適用する非開示情報に関する規定が異なっていましたが、今回の改正により、公文書を作成し、又は取得した時期にかかわらず、改正後の条例の非開示情報の規定が、条例の対象となる公文書すべてに適用されることとなりました（一部、事務事業情報のウの例外あり。26～30ページ参照）。

附 則（平成16年12月28日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。この改正で、「地方労働委員会」が「労働委員会」に変わりました。

附 則（平成17年3月29日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。この改正で、公文書の開示請求に対する非開示情報の範囲の規定を見直すとともに、公の施設の管理を行う指定管理者について情報公開に関する努力義務を明らかにするなど、必要な改正をしたものです。

主要な内容

1 非開示情報の範囲の見直し（第6条）

- （1）特定の個人は識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報を非開示情報とすること。
- （2）独立行政法人等に関する情報を国及び地方公共団体に関する情報と同じ取り扱いとすること。
- （3）公務員等の職務の遂行の内容に関する情報を非開示情報から除外すること。

2 指定管理者の情報公開等（第22条）

- （1）県は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関する情報の収集に努めなければならないこと。
- （2）指定管理者は、公の施設の管理の業務に関し、情報公開に努めなければならないこと。

附 則（平成19年7月2日条例第63号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の施行期日を定めたものです。この改正で、第6条第1項第2号ウの(ア)から日本郵政公社の文言が削除されました。

附 則（平成20年10月21日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行期日を定めたものです。この改正で、第6条第1項第2号ウの(ウ)の「民法（明治29年法律第89条）第34条の法人」が「一般社団法人及び一般財団法人」に、「及び」が「並びに」に変わり、併せて第6条第1項第3号の「以下この条」が「以下この項」に変更されました。

附 則（平成21年3月27日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則（平成21年規則第25号で、平成21年4月1日とする。）で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）が管理している公文書については、この条例による改正後の高知県情報公開条例（同項において「新条例」という。）の規定は、次に掲げるものについて適用する。

（1） この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

（2） この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書であって、保存期間が永年と定められているもの

- 3 新条例第11条の規定は、県が設立した地方独立行政法人が情報公開システム（同条に規定する情報通信システムをいう。）を導入するまでの間、当該地方独立行政法人が管理している公文書の開示については、適用しない。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。この改正で、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により県が設立する地方独立行政法人が実施機関に加えられました。

附 則（平成27年3月27日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めたものです。

この改正は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正により、独立行政法人のうち、その役員及び職員の身分が国家公務員とされているものが特定独立行政法人から行政執行法人になることに伴い改正したものです。

附 則（平成28年3月25日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（不服申立てに関する経過措置）

2 実施機関（第1条の規定による改正前の高知県情報公開条例（以下この項において「旧情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。）がした開示決定等（旧情報公開条例第10条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

3 実施機関（第2条の規定による改正前の高知県個人情報保護条例（以下この項において「旧個人情報保護条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関をいう。）がした開示決定等（旧個人情報保護条例第20条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）、訂正決定等（旧個人情報保護条例第27条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）又は是正決定等（旧個人情報保護条例第32条第1項の決定をいう。以下この項において同じ。）についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等又は是正決定等に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

この附則は、「高知県情報公開条例等の一部を改正する条例」の施行期日等を定めたものです。

改正後の条例は、平成28年4月1日から施行されますが、それまでの間に旧条例の規定に基づいてされた開示決定などの処分に対する不服申立てに関する規定や行為に対する罰則の適用については、従前の例によることとしています。

附 則（令和元年7月3日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5章及び第7章の規定並びに次項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

2～9 略

（高知県情報公開条例の一部改正）

10 高知県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「公文書」とは、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

第5条の見出しを「（開示請求権）」に改め、同条中「何人も」を「何人も、この条例の定めるところにより」に、「公文書」を「当該実施機関の保有する公文書」に改める。

第6条第1項中「公文書の開示の請求」を「前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）」に、「当該公文書に」を「開示請求に係る公文書に」に、「を除き」を「を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し」に改め、同条第2項中「開示の請求」を「開示請求」に改める。

第7条中「公文書の開示の請求」を「開示請求」に改める。

第8条中「開示の請求」を「開示請求」に改める。

第9条の見出し中「請求」を「開示請求」に改め、同条中「第5条の規定に基づき公文書の開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに、「請求書」を「請求書（以下「開示請求書」という。）」に改め、同条第2号中「開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに改め、同条第3号中「から第7項まで」を削り、「第12条、第13条」を「第12条から第13条まで、第15条の3第1項及び第3項、第15条の4、第16条の2第1項」に改める。

第10条の見出し中「請求」を「開示請求」に改め、同条第1項中「前条の請求書」を「開示請求書」に、「当該請求」を「当該開示請求」に改め、同条第2項中「前条の請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第3項中「請求者」を「開示請求者」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「開示の請求」を「開示請求」に改め、同項を同条第5項とする。

第11条の見出し中「請求等」を「開示請求等」に改め、同条第1項中「公文書の開示を請求しよう」とを「開示請求をしよう」とに、「第9条の請求書」を「開示請求書」に、「公文書の開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第2項及び第3項中「請求」を「開示請求」に改め、同条第4項中「請求者」を「開示請求者」に改める。

第12条第1項中「開示の請求」を「開示請求」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第2項中「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第3項中「公文書の開

示をする旨の決定」を「開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条の2 開示請求に係る公文書に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第6条第2項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第13条第1項中「公文書の開示をする旨の決定」を「開示決定」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第2項中「、図画及び写真」を「又は図画」に改める。

第15条の3第1項第2号中「反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）」を「反対意見書」に改め、同条第3項第2号中「請求者」を「開示請求者」に改める。

第15条の4中「、開示決定等」を「、裁決」に改め、同条第1号中「開示決定等」を「開示決定」に改める。

第16条の6第1項及び第2項中「（電磁的記録）」を「（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）」に改める。

第17条第1項中「この条例の規定は、」を削り、「とされている公文書については、適用しない」を「公文書については、第13条第2項の規定にかかわらず、当該公文書については、同一の方法による開示を行わない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「刑事訴訟」を「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第2項第2号及び第4項第2号中「保存期間が永年と定められている」を「令和2年3月31日において保存期間が永年と定められていた」に改め、附則第5項中「第22条」を「第24条」に改める。

【趣旨】

この附則は、令和元年7月3日に公布され、令和2年4月1日から施行される公文書管理条例の附則であり、第10項で高知県情報公開条例を改正し、同日から施行されます。

改正の趣旨は以下のとおりです。

【「高知県公文書等の管理に関する条例解釈運用基準」（令和2年4月1日知事決定）より抜粋】

（※この解釈運用基準における「条例」とは、公文書管理条例であることに注意してください。）

附 則

（略）

15 附則第10項は、条例の制定を踏まえ、現用の公文書の情報の公開に関する条例である情報公開条例を改正しています。改正内容は、以下のとおりです（条項は、改正時の条項です。）。

ア 情報公開条例第2条第2号、第3号

「公文書」の定義を条例の定義に合わせることにより、その範囲が条例と同様であることを明確にする。

イ 情報公開条例第5条

開示請求権の規定を行政機関の保有する情報の公開に関する法律に合わせ、内容を明確にする（運用に変更なし。）。

ウ 情報公開条例第12条の2

条例第22条の制定を踏まえ、開示請求に対し、公益上の理由から第三者の情報を開示する場合に、事前に第三者に意見書提出の機会を付与するなどの手続を厳格にし、第三者の権利の侵害に配慮する。

エ 情報公開条例第17条

法律等に閲覧又は縦覧の定めのみ規定されている公文書については、写しの交付を開示請求することができることを明確にする。

オ 情報公開条例附則第2項及び第4項

改正前の情報公開条例においては、実施機関が条例の実施機関となった日より前の公文書については、保存期間が「永年」とする公文書のみを開示請求の対象としてきたが、公文書館の設置により、実施機関で永年保存としてきた文書について、一定期間後に公文書館に移管するかどうかを実施機関が検討する機会を確保するため、「永年」の保存期間を廃することとしたことを踏まえ、令和2年3月31日において保存期間を永年としていた公文書について、引き続き開示請求の対象とする改正を行う。

ただし、議会については、これまで永年保存としてきた議事録等を引き続き永年保存として残す判断を行ったため、附則第3項の改正は、行わなかった。

カ その他

条例の規定との対比から、字句の整理等を行う。

（公文書の開示の請求の略称を開示請求とする。開示請求の請求者を開示請求者とする。開示請求の請求書を開示請求書とする。）